

千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン

～国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、 誰もがその人らしく活躍している社会の実現～

（骨子案）

1
2
3

－ 目 次 －

第1 はじめに	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの策定方法	2
3 プランの計画期間	2
4 プランの位置付け	2
第2 プラン策定の背景	3
1 本県の現状	3
2 近年の主な社会経済情勢の変化等	15
第3 プラン策定の基本的な考え方	18
1 これまでの取組等を踏まえた課題	18
2 県政を進める上での重要な視点	19
3 基本目標・施策目標	20
第4 施策の体系・展開	21
【施策目標Ⅰ】	23
1 働き手としての活躍	23
2 地域の担い手としての活躍	29
【施策目標Ⅱ】	35
1 コミュニケーション支援	35
2 子どもの教育環境の整備	42
3 防災・防犯・交通安全対策の推進	45
4 住宅・医療・保健・福祉の充実	49
【施策目標Ⅲ】	54
第5 進行管理	57

第1 はじめに

1 プラン策定の趣旨

千葉県は、首都圏にありながら美しい海岸線や豊かな自然があり、魅力的な観光地や多様な文化を有しているほか、美味しい農林水産物に恵まれ、日本の空の玄関口である成田空港を擁するなど、様々な宝にあふれています。

今後、成田空港における滑走路新設などが予定されており、人・モノの流れがさらに大きくなることで、県内の活力をより一層向上させる好機を迎えています。

他方、少子高齢化の進展に伴い、千葉県の人口は令和2（2020）年をピークに減少に転じ、今後更なる減少が予測されます。その中であって、県内に在留する外国人は、特定技能をはじめとした就労目的での在留資格者が増加傾向にあり、令和5（2023）年末時点で20万人を超えています。今後も、育成就労制度の創設などにより、就労目的での外国人の増加が見込まれます。

このように経済・社会のグローバル化が進む中、言語・文化・習慣等の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの必要性が高まっています。これまで、県では、県政運営の基本となる千葉県総合計画において「多文化共生社会づくりと国際交流の推進」を施策として位置づけるとともに「千葉県多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の推進に取り組んできました。

今後は、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」（以下「多様性尊重条例」という。）の制定を踏まえ、多様性の尊重は、社会における様々な立場の方が抱える生きづらさを解消するとともに、様々な視点を取り入れることにより創造性が向上し、千葉県に活力をもたらすという理念を、県政を進める上での重要な視点とし、さらに取組を進めていく必要があります。

そこで、多様性尊重条例が目指す社会の一つとして掲げる「国籍及び文化的背景などの様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会」の実現に向け、成田空港を擁する世界に最も近い県として、県民、市町村、市町村国際交流協会、大学、日本語教育機関、ボランティア団体・NPO等全ての関係主体とともに取組を進めるため、「千葉県多文化共生推進プラン」を改訂し、「千葉県外国人活躍・多文化共生推進プラン」を策定することとしました。

2 プランの策定方法

本プランは、県内学識経験者や各分野の経験者、関係団体からなる「千葉県多文化共生推進プラン改訂懇談会」における議論のほか、企業等向けのアンケート、市町村からの意見収集やパブリックコメントの実施等（※今後実施予定）により、幅広い方々の意見を反映して策定しました。

3 プランの計画期間

令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間とします。

4 プランの位置付け

本プランは、千葉県総合計画など、関連する県の計画とも整合を図りながら、外国人活躍・多文化共生社会づくりに関する本県の基本的な考え方を示し、千葉県における多文化共生施策を効率的・効果的に実施するために必要な事項について定めるものです。

「外国人」と「外国人県民」

出入国管理及び難民認定法の第2条第2号では「外国人」とは、「日本の国籍を有しない者」と定義されています。

しかし、日本の国籍を取得している方でも、外国にルーツを持ち、本県で生活する上で、様々な困難を抱えている方も存在しています。

そこで、このプランにおいては、「国籍や地域にかかわらず、日本以外の多様な言語や文化的背景を有する方」を「外国人」とし、そのうち県内にお住まいの方を「外国人県民」としています。

第2 プラン策定の背景

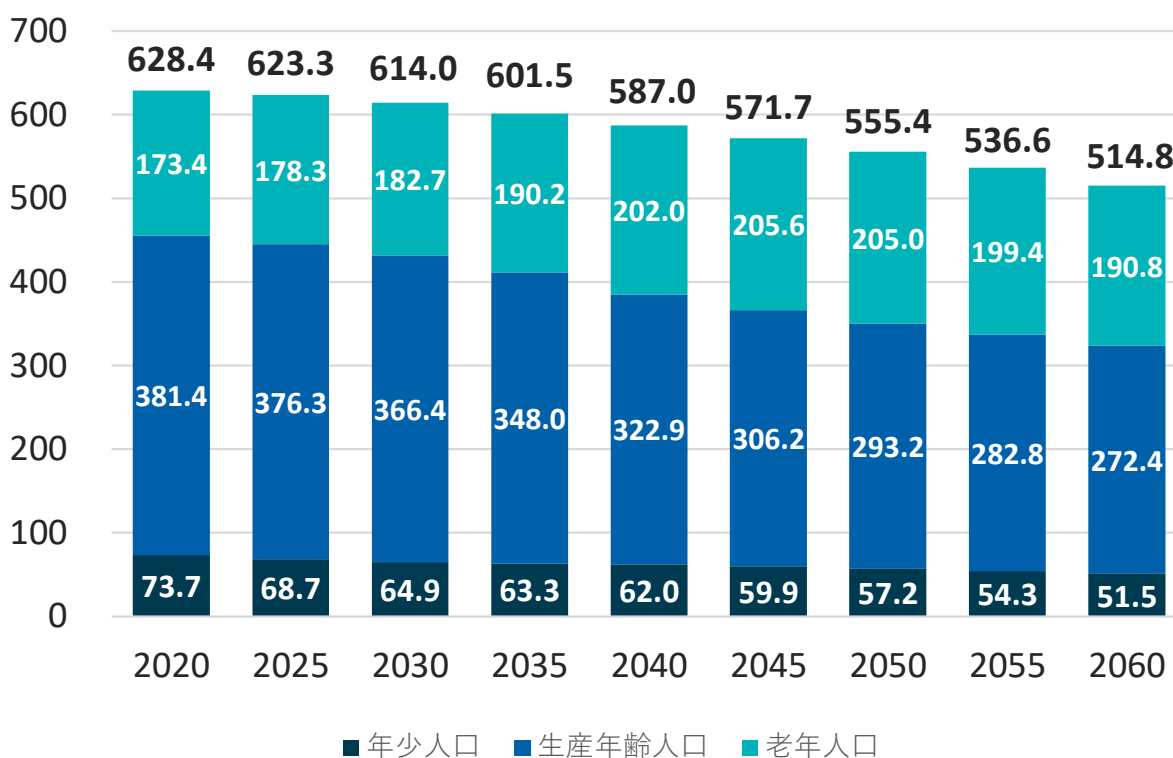
1 本県の現状

(1) 本県の将来人口推計

令和3(2021)年度に県が行った将来人口推計(5年ごとの推計)では、令和2(2020)年の628万4千人であった本県の人口は、年々減少していき、令和42(2060)年には514万8千人まで減少することが予想されています。

(図1) 千葉県の将来人口推計

(単位：万人)



資料：「千葉県総合計画」から作成

（２）本県の外国人の現状

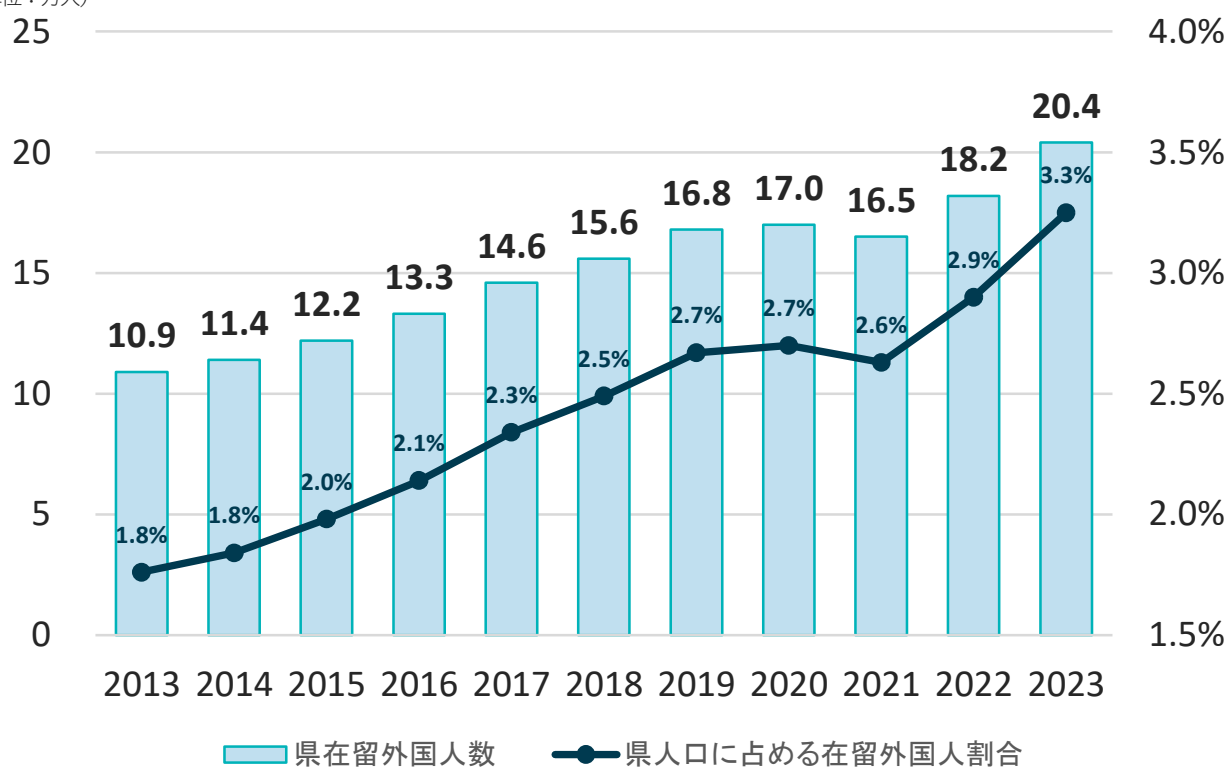
ア 在留外国人数の推移

令和 5（2023）年 12 月現在、県内在留外国人数は 204,091 人と、過去最高を更新し、平成 25（2013）年からの 10 年間で、1.9 倍に増加しています。都道府県別外国人数では全国で第 6 位となっています。

平成 25（2013）年からの 10 年間で県人口に占める在留外国人の割合は 1.8% から 3.3% に増加しています。また、生産年齢人口に占める在留外国人の割合は、2.4% から 4.5% に増加しています。

（図 2）県内在留外国人数と県人口に占める割合の推移

（単位：万人）

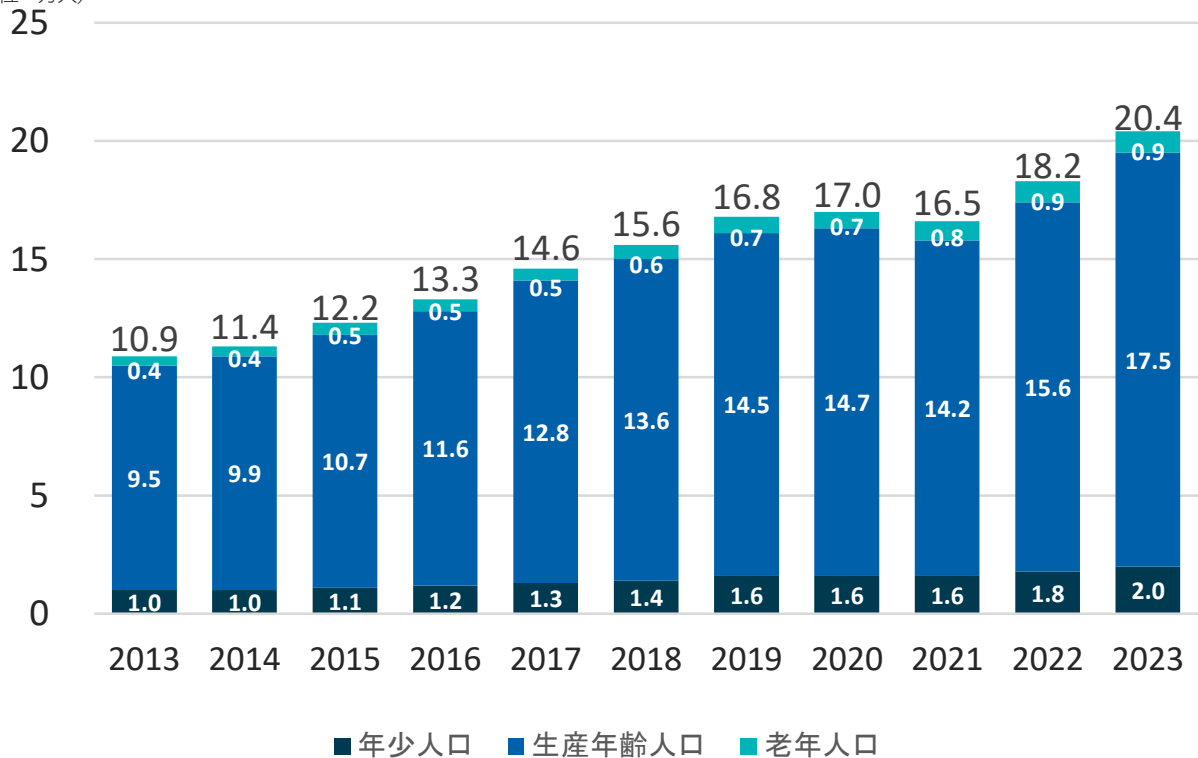


資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」
県「毎月常住人口調査」から作成

1
2

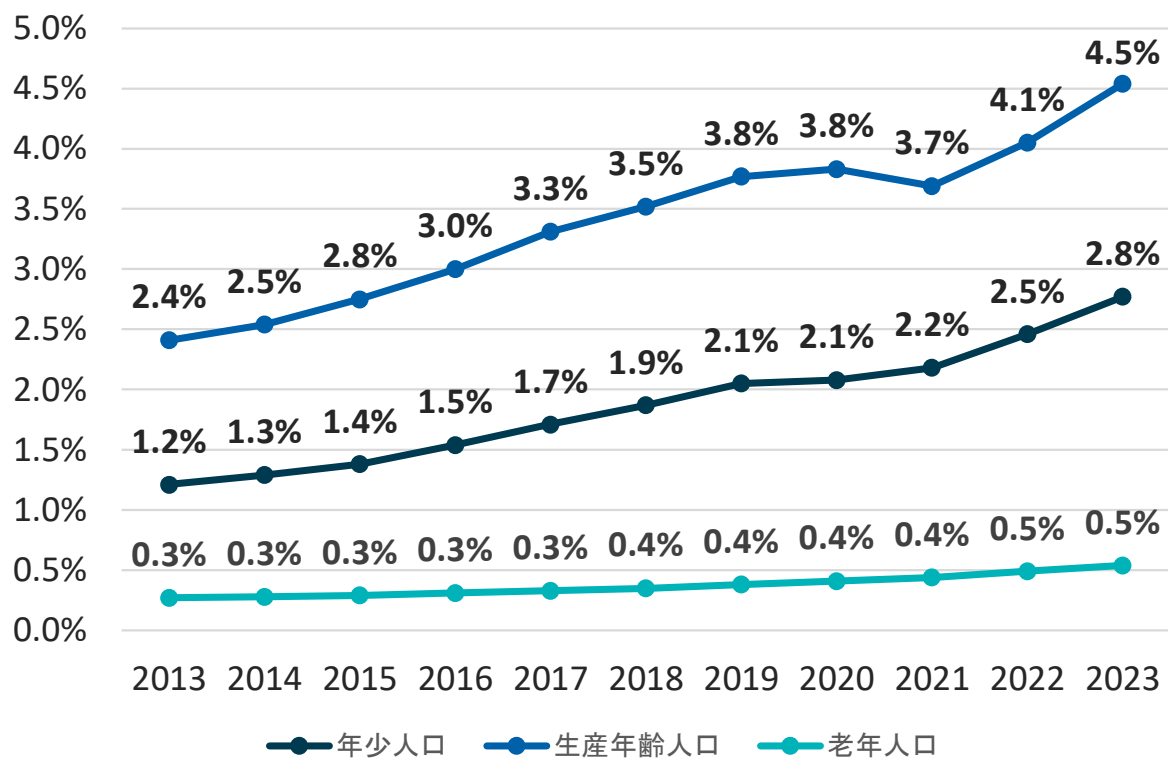
(図3) 県内在留外国人数(年齢区分別)の推移

(単位:万人)



資料: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

(図4) 各年齢区分別に在留外国人が占める割合の推移



資料: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」
県「年齢別・町丁字別人口」から作成

イ 市町村別外国人数

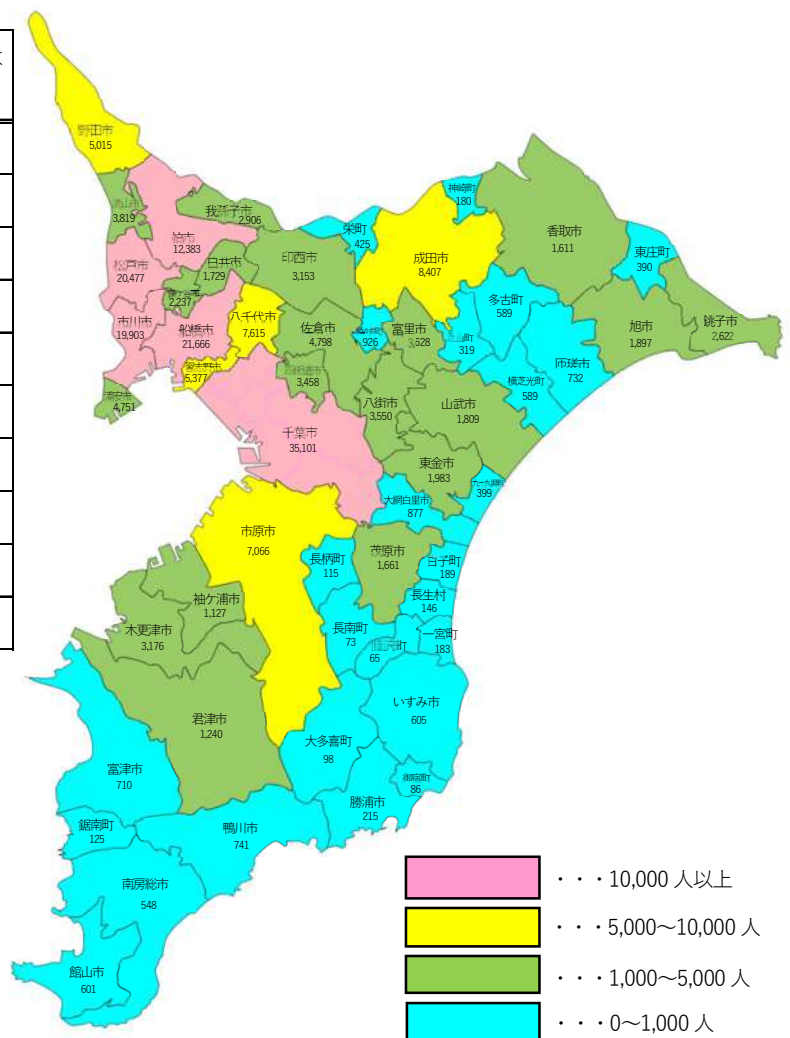
令和5（2023）年12月現在、千葉市の在留外国人数は35,101人で本県の在留外国人数（204,091人）の17.2%を占め、以下、船橋市21,666人（10.6%）、松戸市20,477人（10.0%）、市川市19,903人（9.8%）、柏市12,383人（6.1%）と続き、上位5市で外国人全体の53.7%を占め、北西部により多くの方が在住していることが分かります。

また、平成30（2018）年からの5年間では、在留外国人数はすべての市町村で増加しており、ゾーン別にみると印旛ゾーン（51.6%）、香取・東総ゾーン（33.7%）、南房総・外房ゾーン（33.5%）、九十九里ゾーン（32.1%）で県全体の在留外国人数の伸び率（30.8%）を上回っています。

（表1）在留外国人数上位10市町村

（図5）市町村別在留外国人数

順位	市町村名	人数	県内在留外国人数に占める構成比
1	千葉市	35,101	17.2%
2	船橋市	21,666	10.6%
3	松戸市	20,477	10.0%
4	市川市	19,903	9.8%
5	柏市	12,383	6.1%
6	成田市	8,407	4.1%
7	八千代市	7,615	3.7%
8	市原市	7,066	3.5%
9	習志野市	5,377	2.6%
10	野田市	5,015	2.5%



資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

1
2
3

(表2) ゾーン別在留外国人数の推移

(単位：人)

	平成30年 2018	令和元年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	増減率 H30～R5	県内在留外国人数 に占める構成比(R5)
東葛・湾岸ゾーン	111,273	118,636	119,010	116,602	126,386	141,250	26.9%	69.2%
印旛ゾーン	19,843	21,978	23,120	21,938	25,828	30,074	51.6%	14.7%
香取・東総ゾーン	5,999	6,465	6,662	6,371	7,268	8,021	33.7%	3.9%
九十九里ゾーン	6,363	6,805	6,963	6,684	7,764	8,408	32.1%	4.1%
南房総・外房ゾーン	2,261	2,408	2,506	2,387	2,700	3,019	33.5%	1.5%
内房ゾーン	10,319	11,220	11,572	11,374	12,243	13,319	29.1%	6.5%
合計	156,058	167,512	169,833	165,356	182,189	204,091	30.8%	100.0%

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

※ 各ゾーンについては、「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」の「県づくりの方向性」に基づくもの

- ・東葛・湾岸ゾーン：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
- ・印 旛 ゾ ー ン：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- ・香取・東総ゾーン：鉾田市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
- ・九十九里ゾーン：茂原市、東金市、山武市、大網白里市、九十九里市、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
- ・南房総・外房ゾーン：館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・内 房 ゾ ー ン：木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

ウ 国・地域別外国人数

令和5（2023）年12月現在、中国が57,904人と最も多く、全体の28.4%を占めています。次いで、ベトナムが32,343人（15.9%）、フィリピンが21,919人（10.7%）となっています。

特にインドネシアやミャンマーは近年、人数の増加が著しく、外国人全体に対する構成比も年々上昇しています。

（表3）国籍・地域別在留外国人数の推移

（単位：人）

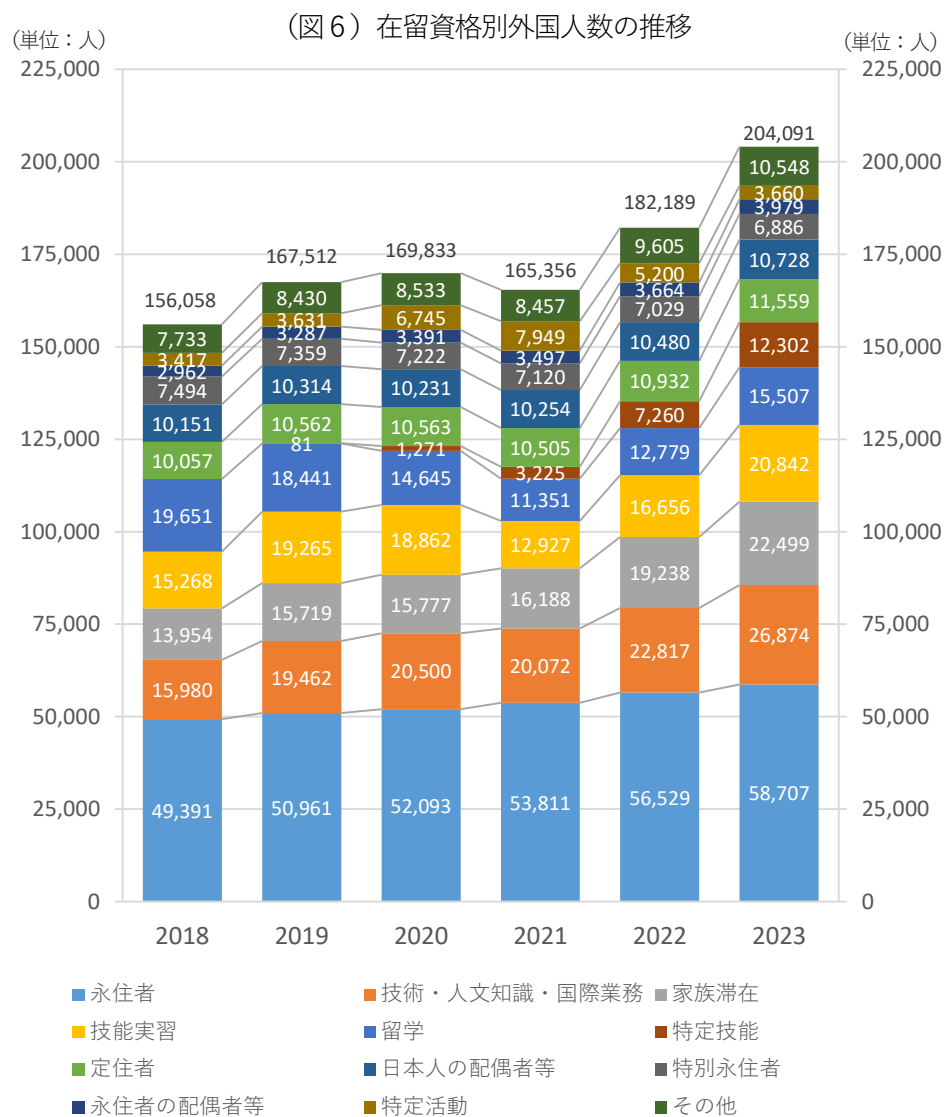
	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	増減率 H30～R5
中国	52,492	56,238	54,776	51,982	54,190	57,904	10.3%
構成比	33.6%	33.6%	32.3%	31.4%	29.7%	28.4%	
ベトナム	18,267	21,825	24,806	24,075	27,393	32,343	77.1%
構成比	11.7%	13.0%	14.6%	14.6%	15.0%	15.9%	
フィリピン	19,263	19,731	19,820	19,667	20,795	21,919	13.8%
構成比	12.3%	11.8%	11.7%	11.9%	11.4%	10.7%	
韓国	15,995	16,193	15,481	15,054	15,383	15,462	▲3.3%
構成比	10.3%	9.7%	9.1%	9.1%	8.4%	7.6%	
ネパール	6,801	7,236	7,638	8,349	10,095	13,143	93.3%
構成比	4.4%	4.3%	4.5%	5.1%	5.5%	6.4%	
スリランカ	4,542	4,994	5,490	5,667	6,965	8,267	82.0%
構成比	2.9%	3.0%	3.2%	3.4%	3.8%	4.1%	
インドネシア	2,429	2,807	2,868	2,630	4,534	7,449	206.7%
構成比	1.6%	1.7%	1.7%	1.6%	2.5%	3.7%	
タイ	5,789	6,003	6,068	5,811	6,280	6,716	16.0%
構成比	3.7%	3.6%	3.6%	3.5%	3.5%	3.3%	
ミャンマー	1,161	1,534	1,834	1,839	2,650	4,037	247.7%
構成比	0.7%	0.9%	1.1%	1.1%	1.5%	2.0%	
台湾	3,692	3,920	3,577	3,395	3,627	3,912	6.0%
構成比	2.4%	2.3%	2.1%	2.1%	2.0%	1.9%	
その他	25,627	27,031	27,475	26,887	30,277	32,939	28.5%
構成比	16.4%	16.1%	16.2%	16.3%	16.6%	16.1%	
合 計	156,058	167,512	169,833	165,356	182,189	204,091	30.8%

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

エ 在留資格別外国人数

令和 5（2023）年 12 月現在、永住者が 58,707 人と最も多く、全体の 28.8% を占めています。次いで、技術・人文知識・国際業務が 26,874 人（13.2%）、家族滞在が 22,499 人（11.0%。割合としては全国 1 位）となっています。

永住者、永住者の配偶者等、定住者はいずれも増加傾向にあり、平成 30（2018）年からの 5 年間で合計 11,835 人（19.0 %）増加し、定住化の傾向がみられます。



【具体例】

技術・人文知識・国際業務：技術者、マーケティング業務従事者、通訳 等

特定活動：EPA 看護師・介護福祉士、大学等留学生が卒業後に行う就職活動 等

定住者：第三国定住難民、日系 3 世 等

資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」から作成

オ 外国人留学生数

令和6年5月調査結果に更新予定

令和5（2023）年5月現在、県内にキャンパスを有する大学等（大学院、短期大学及び高等専門学校含む）、専修学校（専門課程）及び法務省告示日本語教育機関に在学する留学生の総数は11,064人で、学校種別の内訳は、大学等が5,570人、専修学校（専門課程）が2,265人、日本語教育機関が3,229人となっています。

国・地域別では、中国が4,270人と最も多く、全体の38.6%を占めています。次いでベトナム2,799人（25.3%）、ネパール915人（8.3%）、韓国535人（4.9%）となっています。

専攻分野別では、人文科学が5,063人と最も多く全体の45.8%を占めています。次いで社会科学が2,910人（26.3%）、工学が1,723人（15.6%）となっています。また、令和4（2023）年度中に県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び日本語教育機関を卒業した外国人留学生3,469人のうち県内就職者は466人（13.4%）となっています。なお、国内での就職者数は1,662人（47.9%）となっています。

（表4）出身国（地域）別の外国人留学生数

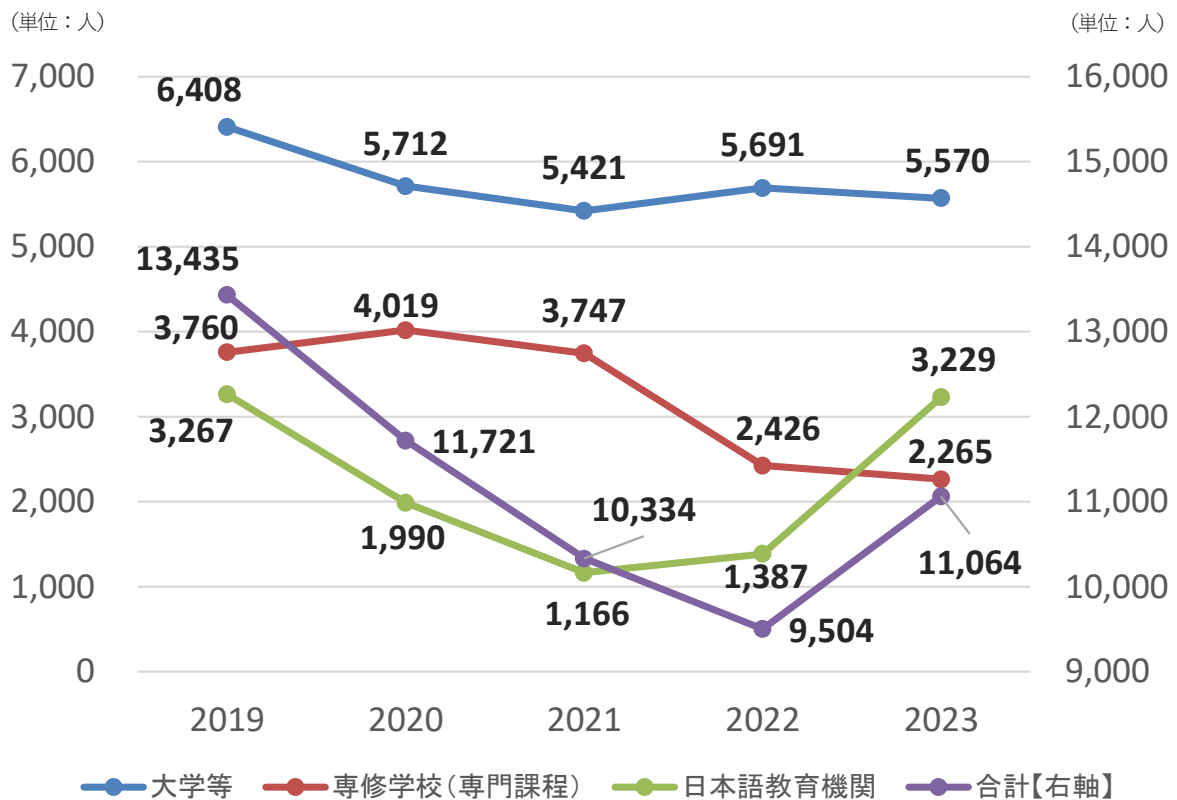
（単位：人）

	大学等	専修学校 （専門課程）	日本語 教育機関	合計
中国	3,501	355	414	4,270
ベトナム	666	816	1,317	2,799
ネパール	42	513	360	915
韓国	476	5	54	535
スリランカ	61	107	285	453
その他	824	469	799	2,092
合計	5,570	2,265	3,229	11,064

資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

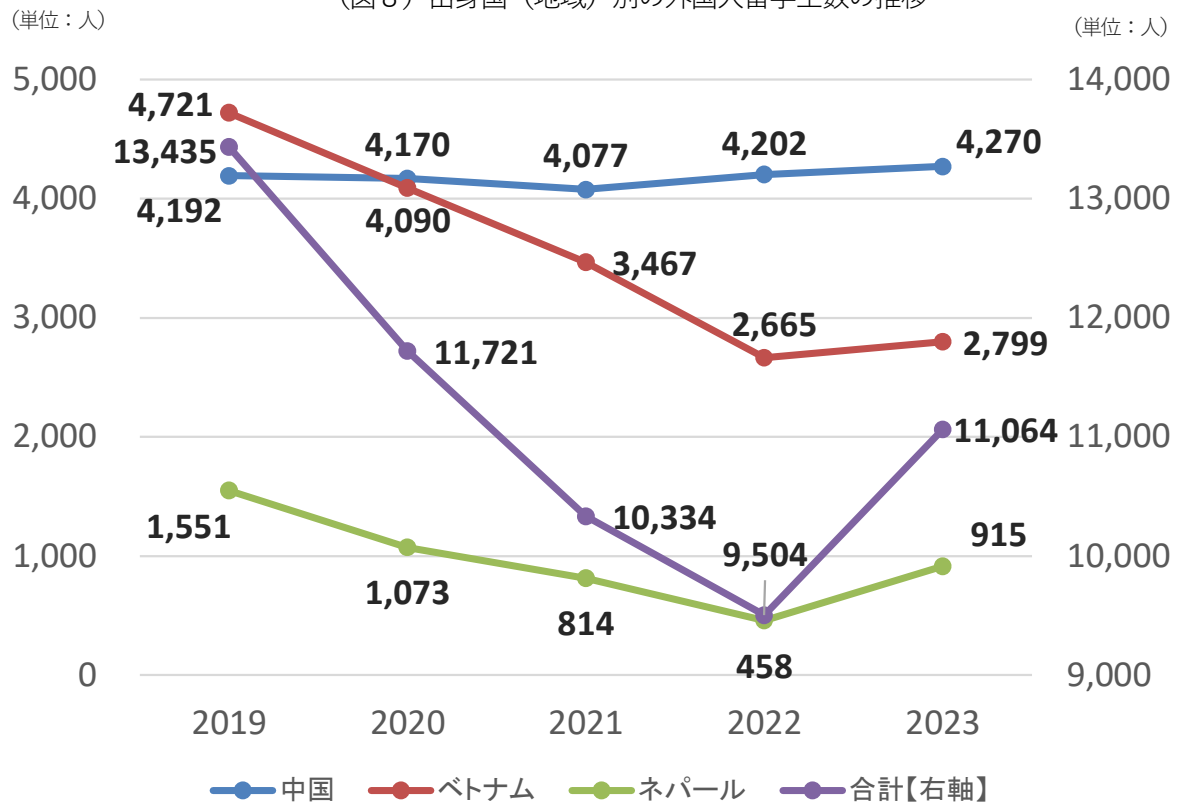
1
2

(図7) 学校種別の外国人留学生数の推移



資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

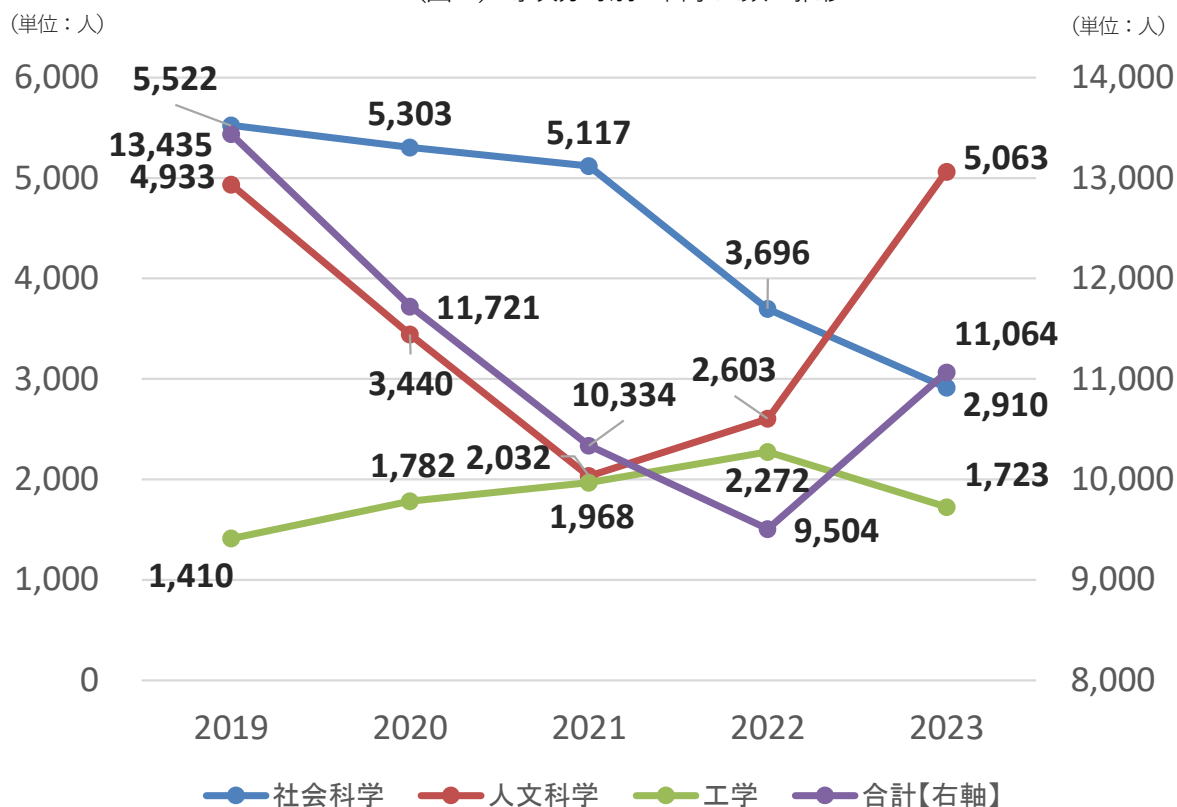
(図8) 出身国(地域)別の外国人留学生数の推移



資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

1
2

(図9) 専攻分野別の留学生数の推移



資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(表5) 専攻分野・学校種別留学生数

(単位：人)

	大学等					専修学校 (専門課程)	日本語 教育機関	合計
	大学院	大学	短期大学	高等専門学校				
人文科学	1,210	166	998	46	0	624	3,229	5,063
社会科学	1,703	185	1,473	45	0	1,207	0	2,910
工学	1,309	510	790	0	9	414	0	1,723
保健	645	340	305	0	0	7	0	652
理学	158	137	21	0	0	0	0	158
その他	545	383	161	1	0	13	0	558
合計	4,360	1,721	3,748	92	9	2,265	3,229	11,064

資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

(表6) 令和4（2022）年度卒業生の進路状況

(単位：人)

	大学等					専修学校 (専門課程)	日本語 教育機関	合計
	大学院	大学	短期大学	高等専門学校				
千葉県内で就職	92	33	54	5	0	333	41	466
国内(県外及び場所不明)で就職	517	142	357	17	1	625	54	1,196
国内で進学	271	99	161	9	2	73	477	821
国内その他(就職活動中を含む)	216	68	144	4	0	275	17	508
母国へ帰国	471	212	254	5	0	28	66	565
その他・不明	74	40	34	0	0	7	12	93
合計	1,641	594	1,004	40	3	1,341	667	3,649

資料：「千葉県内大学等在籍留学生数調査」から作成

カ 外国人労働者数

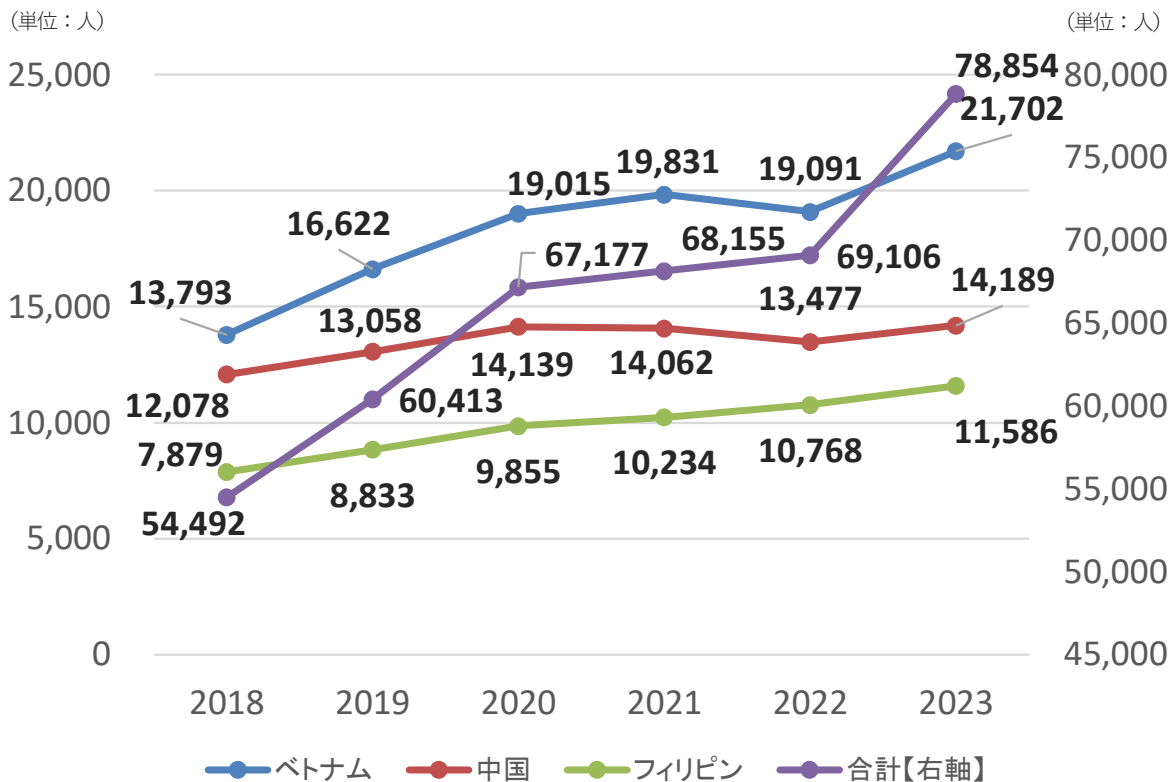
令和5（2023）年10月現在、本県で働く外国人労働者数は78,854人と過去最高を更新し、平成30（2018）年から1.4倍に増加しています。

国籍別ではベトナムが21,702人と最も多く、全体の27.5%を占めています。次いで中国が14,189人（18.0%）、フィリピンが11,586人（14.7%）となっています。

在留資格別では、身分に基づく在留資格が24,108人と最も多く、全体の30.6%を占めています。次いで専門・技術的分野の在留資格が21,843人（27.7%）、技能実習が16,215人（20.6%）となっています。

産業別では、製造業が18,941人と最も多く、全体の24.0%を占めています。次いで卸売業、小売業が11,912人（15.1%）、サービス業が11,481人（14.6%）となっています。

（図10）国籍別の外国人労働者数の推移



資料：厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

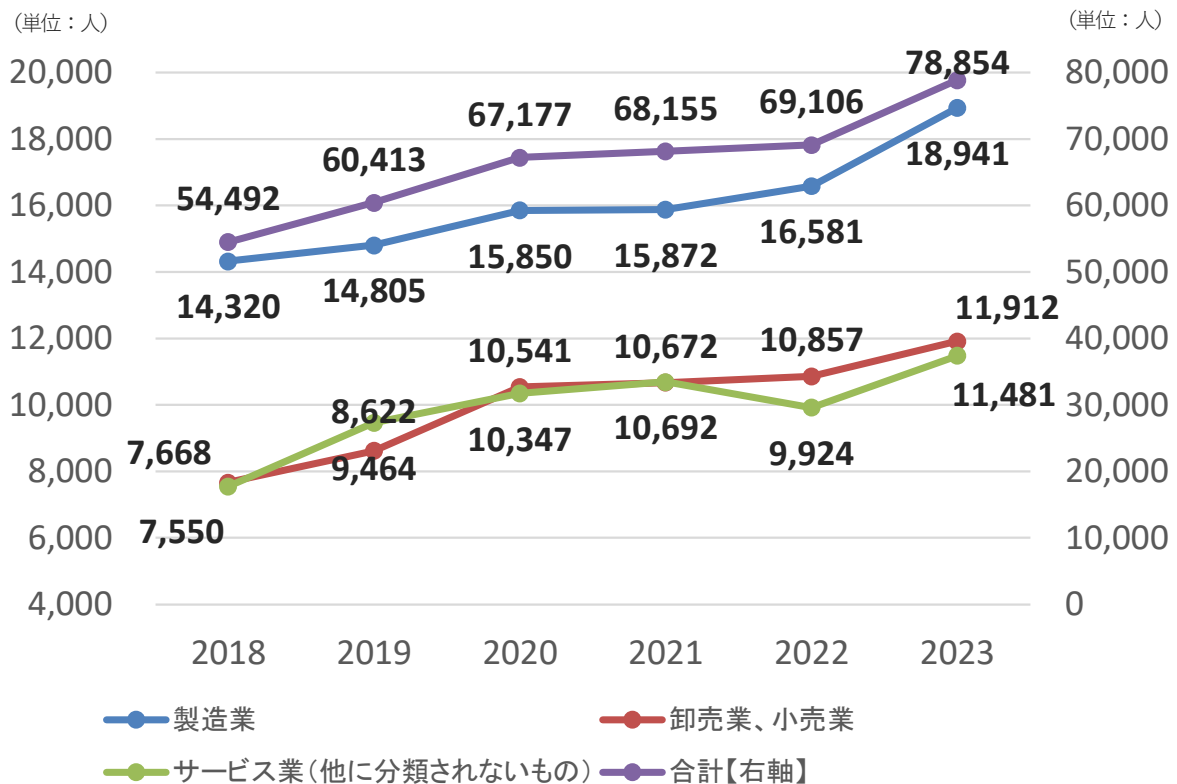
(表 7) 国籍別の外国人労働者数

(単位：人)

	①専門的・技術的分野の在留資格			②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					合計
	計	うち技術・ 人文 知識・ 国際業務	うち特定技 能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人 の配偶者等	うち永住者 の配偶者等	うち定住者	
ベトナム	7,490	2,374	4,849	1,293	7,555	4,656	3,770	708	341	196	59	112	21,702
中国	4,643	3,153	660	175	1,894	2,031	1,385	5,446	3,898	701	347	500	14,189
フィリピン	861	193	534	177	1,525	146	92	8,877	5,410	1,270	179	2,018	11,586
ネパール	2,266	1,890	146	135	60	3,977	1,481	282	138	64	41	39	6,720
インドネシア	1,117	196	875	267	2,591	139	124	236	128	73	6	29	4,350
その他	5,466	3,340	1,072	835	2,590	2,857	2,242	8,559	5,204	1,751	263	1,341	20,307
合計	21,843	11,146	8,136	2,882	16,215	13,806	9,094	24,108	15,119	4,055	895	4,039	78,854

資料：厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

(図 11) 産業別の外国人労働者数の推移



資料：厚生労働省千葉労働局「外国人雇用状況の届出状況」から作成

2 近年の主な社会経済情勢の変化等

前プランである「千葉県多文化共生推進プラン」を令和2年3月に策定してから、社会経済情勢は変化しています。以下の事項は、社会経済に特に大きな影響を与えてきました。今後の施策の推進に当たっても、これらの影響を踏まえる必要があります。

(1) 育成就労制度の創設等の国の動き

令和6(2024)年3月、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針等が変更され、特定技能の受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加が行われました。これにより、令和6(2024)年4月から5年間の受入れ見込数は令和元年度から令和5年度までの2.4倍に当たる82万人に設定されるとともに、対象分野には自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野が追加され、計16分野となりました。

また、令和6(2024)年6月、技能実習制度を発展的に解消し、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設することなどを柱とした「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)」が成立しました。

こうした一連の動きにより、今後も外国人労働者の更なる増加が見込まれます。

(2) 国際的な人材獲得競争の激化

「高度人材」といわれるような高度な知識や技能を有している人材は、研究開発を通じたイノベーションの創発など、さまざまな分野での活躍が期待されており、国境を越えた獲得競争が行われています。

こうした人材確保に向けた動きが進む中、企業においては、就労した人材が活躍できる受入体制や環境を整備する必要があります。

(3) デジタル化の進展

デジタルは日常生活に大きく浸透し、テレワークや遠隔医療、オンラインを活用した教育、生成AIを活用した各種サービスなど、様々な分野でデジタル技術が活用されています。

デジタル化が進展することで、時間や場所の制約の克服や「新しいサービス」や「価値の創造」など、可能性を大きく広げることが期待されています。

1 (4) 新型コロナウイルス感染症の影響

2 令和 2 年 1 月に国内で初めて発生した新型コロナウイルス感染症では、令和 5 年 5 月
3 に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)」
4 上の位置づけが、季節性インフルエンザ等と同様の五類感染症に移行するまでの間に、県
5 内で 1,478,243 人の患者等が発生し、新型コロナウイルス感染症の療養中等に死亡した
6 患者等は 3,944 人となりました。

7 こうした中、県ホームページ等により県在住・訪日の外国人の方へ情報発信を行うとと
8 もに、外国人相談窓口や多言語相談ホットラインを通じて情報提供を行いました。

9 前例がない中で取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策で直面した課題や経験
10 等を今後の新たな感染症が発生した際の対応に活かす必要があります。

12 (5) 気象災害の激甚化等

13 近年、地球温暖化等による気候変動の影響により、1 時間降水量 50mm 以上の短時間
14 強雨が頻発するなど気象災害が激甚化・頻発化しており、県内においても「令和元年房総
15 半島台風」や、「令和 5 年台風第 13 号に伴う大雨」など大きな災害が発生しています。

16 また、令和 6 年 1 月の能登半島地震では、「地震」の揺れに加え、「津波」や「大規模火
17 災」も発生し、甚大な被害が発生しました。

18 こうした中、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある
19 「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後 30 年
20 以内に高い確率で発生することが予想されています。

21 災害が激甚化する中で、県では、地域防災力の向上を図るなど「災害に強い千葉県づく
22 り」を進めています。

24 (6) 成田空港の更なる機能強化の進展

25 成田空港においては、2029 年 3 月末の滑走路の新設などにより、航空機の年間発着容
26 量を現在の 30 万回から 50 万回まで拡大させる、更なる機能強化が進められています。

27 この機能強化の実現により、航空機の年間発着回数が 50 万回になった際には、旅客数
28 は約 4,000 万人から約 7,500 万人に、貨物取扱量は約 200 万トンから約 300 万トンに
29 増加することが見込まれ、空港内従業員数は、約 4 万人から約 3 万人増となる約 7 万人規
30 模となることが期待されます。

31 こうした中で、国、県、空港周辺 9 市町(※)、空港会社の四者は機能強化を最大限活か

- 1 した地域づくりに取り組んでいます。
- 2 ※成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町
- 3
- 4
- 5

第3 プラン策定の基本的な考え方

1 これまでの取組等を踏まえた課題

前プランである「千葉県多文化共生推進プラン」に基づく取組の進展などを踏まえ、今後の課題を「外国人の活躍」、「地域社会とのかかわり」、「日常生活等に必要な日本語」、「制度・生活に関する情報」の観点から、整理しました。

(1) 外国人の活躍

- ・外国人材の定着
- ・留学生の県内就職率の向上
- ・新たな外国人受入れ制度に関する情報提供
- ・企業の理解促進
- ・成田空港等における働き手の確保
- ・地域社会への溶け込み

(2) 地域社会との関わり

- ・相談体制・対応言語の充実
- ・地域日本語教育推進事業プランに基づく取組の推進
- ・県民の多文化共生への理解の一層の促進

(3) 日常生活に必要な日本語

- ・国籍、地域の多様化への対応
- ・日本語教育にアクセスできない外国人への対応
- ・「やさしい日本語」の普及
- ・デジタルを活用したコミュニケーション支援

(4) 制度・生活に関する情報

- ・外国人の住居確保の支援
- ・外国人への医療におけるトラブルの解消
- ・災害時外国人支援体制の充実
- ・外国人の安全確保のための情報提供の充実

2 県政を進める上での重要な視点

人口減少による働き手や社会の担い手不足が顕在化するなど、県を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、私たちが、これらの社会環境の変化に対して、的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となります。

多様性尊重条例では、第2条第4号において、「国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認その他の様々な違いにかかわらず、全ての県民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍している社会」の実現を基本理念としています。

また、人口減少による地域社会の活力低下が懸念される中、外国人県民を支援対象としてだけでなく、地域社会の担い手として認識し、外国人県民を含めた全ての県民が共に助け合い、その能力を最大限に発揮して活躍していくという視点が重要です。

3 基本目標・施策目標

これまでの取組等を踏まえた課題や県政を進める上での重要な視点を踏まえ、本プランでは、基本目標及び施策目標を次のように掲げます。

基本目標

誰もが活躍し、安心して暮らすことにより、将来にわたり社会の活力を生み出せる県づくり

施策目標Ⅰ：活躍

一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

外国人が働き手として活躍できるよう、企業等とのマッチング機会の創出等を通じて雇用・就労の促進を図るとともに、共に暮らす地域社会の担い手として活躍できるよう、多文化共生意識の醸成を推進していきます。

施策目標Ⅱ：共生

国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

外国人県民向けの相談窓口や地域日本語教室の整備等の総合的なコミュニケーション支援をはじめ、子どもの教育、防災、住宅、医療・保健・福祉等の各分野における支援が充実するような取組を推進していきます。

施策目標Ⅲ：連携

様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

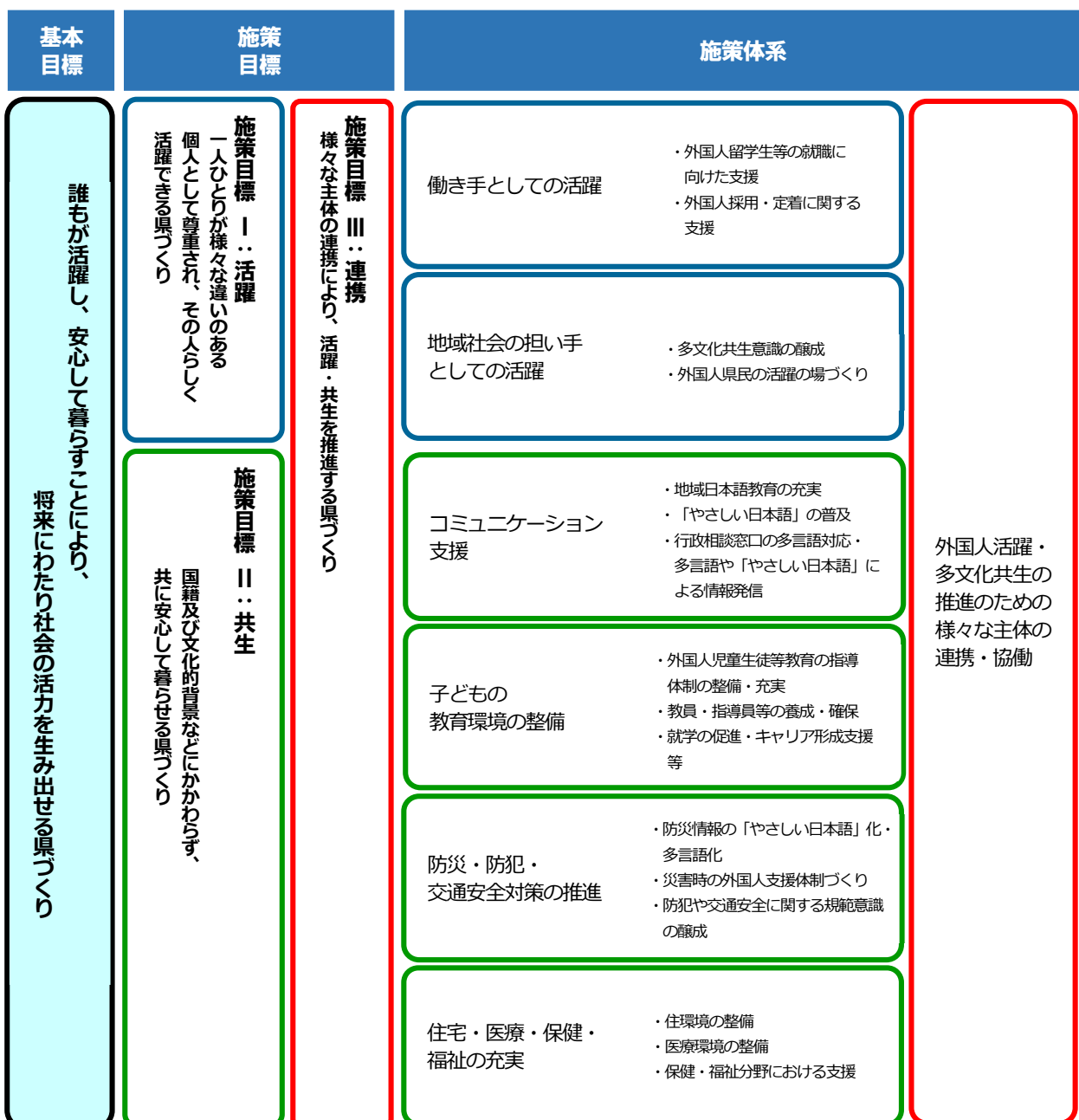
施策目標Ⅰ及びⅡを達成するための体制をつくるため、市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO等の関係団体のほか、大学や日本語教育機関等との連携・協働を推進していきます。

第4 施策の体系・展開

基本目標と施策目標の達成に向けて、具体的な取組を整理すると以下のとおりとなります。

次ページ以降では、施策ごとに、まず背景と現在の取組状況を整理し、取組上の課題を検討するとともに今後の方向性を示します。また、各施策に関連する具体的な県の取組として、令和6（2024）年度の主な事業を掲載しています。

○ 目標・施策体系



1 ○ ライフステージに応じた施策の展開イメージ

2



施策目標Ⅰ：活躍

一人ひとりが様々な違いのある個人として尊重され、その人らしく活躍できる県づくり

1 働き手としての活躍

(1) 外国人留学生等の就職に向けた支援

【背景と取組の状況】

本県に在住する外国人留学生（在留資格「留学」の保有者）は、千葉県内留学生数調査結果によると、過去 5 年間で令和元（2019）年の 13,435 人から令和 5（2023）年の 11,064 人へと減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられ、令和 4（2022）年から令和 5（2023）年にかけては増加しています。

また、同調査によると、令和 4（2022）年度に県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び日本語教育機関を卒業した外国人留学生 3,649 人のうち、国内就職者は約 3 割の 1,196 人であり、その約 4 割にあたる 466 人が県内就職者でした。全国的にみても、独立行政法人日本学生支援機構の調査によると、外国人留学生は約 6 割が日本国内での就職を希望していますが、国内就職率は約 4 割となっています。

外国人留学生は、教育機関の卒業・修了後は地域の産業を担う人材としての活躍が期待されます。しかし、日本での就職を希望していても、日本の雇用慣行や就職活動の進め方への理解や日本語能力が十分でないことなどから、就職に至らないケースもあります。

また、国等における外国人留学生などへのアンケート調査によると、就職活動上の課題として、留学生向けの就職情報の充実が挙げられています。

県では、外国人留学生等を対象として、県内企業の職場見学会や就労・定着に向けた講座、合同企業説明会を開催し、日本での就職を支援しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

本県の活力の維持・向上のため、本県で働きたいと考える外国人留学生が本県で就職できるようにすることが求められます。また、外国人留学生が日本での就職活動に対応できるよう、日本の雇用慣行や就職活動の進め方について理解を深めることが重要です。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- 外国人留学生が、卒業後も引き続き、住み慣れた本県で働くことができるよう、外国人留学生が抱える課題を踏まえながら、就労に向けた取組を進めます。

- 1 ・ 外国人留学生の採用を考えている企業等とのマッチングなどに向けた支援を行ってい
2 きます。

3
4 **主な事業**

5 外国人材活用支援事業

商工労働部

- 6 ・ 県内中小企業における外国人材の円滑な受入れを支援するため、外国人雇用に関
7 するセミナーや外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会を実施
8 します。また、外国人留学生等を対象とした就労に向けた講座や、県内企業の職
9 場見学会を開催し、県内での就職・定着を促進します。

10 千葉県留学生受入プログラム

健康福祉部

- 11 ・ 県内の日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生と、受入介護施設を
12 マッチングするとともに、介護施設が留学生の学費等を助成する場合に県がその
13 一部を補助します。

14 観光・宿泊業人材確保事業

商工労働部

- 15 ・ 観光・宿泊業の人材確保を目的に、外国人材をテーマとした観光・宿泊事業者向
16 けセミナーやマッチング支援を実施します。

（２）外国人採用・定着に関する支援

【背景と取組の状況】

少子高齢化に伴い、本県の生産年齢人口は、平成 12（2000）年をピークに減少しており、労働力も減少していることから、中小企業においては、人手不足による事業活動への影響が懸念されます。

こうした中、外国人材の受入れは重要な取組となっていますが、企業等向けアンケート等によると、外国人の雇用に当たっては、言語の問題をはじめ、雇用に関する手続き、住宅の確保など、企業単独で受け入れ体制を整える余裕が十分でないといった意見があります。

一方で、外国人を雇用することが多様な人材の採用による職場の意識改革や活性化につながるという意見や、高度外国人材を活用することが業務の質や幅の向上といった企業のイノベーションにつながるという意見もあります。

令和 6（2024）年に、新たに育成就労制度を設けることを柱とする出入国管理法などの改正案が国会において可決・成立したことなどから、今後も外国人労働者の増加が見込まれるため、事業者をはじめとした関係団体が制度等について深く理解する必要があります。

また、成田空港の更なる機能強化に伴い、空港内従業員数は、約 4 万人から約 3 万人増となる約 7 万人規模となることが期待されます。

県では、外国人雇用の基礎知識や、採用に必要な手続き、外国人材の活用・定着のノウハウ等に関するセミナーの実施や、県内企業への就職を目指す外国人留学生等と、外国人留学生等の雇用を検討する県内企業のマッチング機会の提供などを行っています。また、外国人県民にとって最も身近な行政機関である市町村において、外国人活躍、多文化共生施策の推進に資するよう、受入れに関する制度等についてのセミナーを実施しています。

このほか、産業分野ごとの取組を行っています。

介護分野においては、高齢化の進展で介護人材の需要増大が見込まれることから、外国人介護人材の支援を専門に行う機関として「千葉県外国人介護人材支援センター」を設置し、生活や仕事上の悩みについてベトナム語や英語で相談できる相談窓口の運営や外国人介護職員の受入れを検討している事業者を対象とした説明会、外国人介護職員の交流会等を実施しています。

農業分野においては、外国人材を含む就業者の雇用条件や居住施設の整備のほか、音声通訳器の導入など就業環境の改善に向けた農業法人などの取組を支援しています。

成田空港の更なる機能強化に伴う人材確保については、「成田空港に関する四者協議会」

1 が策定した「成田空港周辺の地域づくりに関する『実施プラン』」（令和6（2024）年9月
2 改訂版）において、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を有する外国人の雇用に加え、
3 特定技能制度を利用した外国人労働者の活用についての検討を進めることとしており、空
4 港で働く外国人材の雇用が進められています。

5 外国人による起業については、創業予定者等が先進的なアイデア等を実現するために必
6 要な経費に対する助成のほか、ワンストップ経営相談窓口であるチャレンジ企業支援セン
7 ターにおいて相談対応を実施しています。

9 【取組上の課題と今後の方向性】

10 今後も人材確保対策の1つとして外国人の雇用を検討する企業は増加していくと考え
11 られ、また多様な人材による職場の意識改革や活性化、イノベーションの促進を図るため
12 に外国人材の活躍を求める企業もあることから、こうした企業が円滑に外国人材を雇用で
13 きるようにすることが重要です。

14 こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- 15 ・ 県内企業等における外国人の更なる活躍や県内での外国人の起業が進むよう、外国人
16 の雇用環境整備への支援等、幅広い分野での外国人材の確保等を促進します。
- 17 ・ 多様性尊重の意義を県政の各分野にしっかりと浸透させるとともに、県民や事業者等
18 と広く共有します。
- 19 ・ 外国人が企業で円滑に働くことができるよう、やさしい日本語の活用など受入体制の
20 整備への支援に努めます。
- 21 ・ 育成就労制度について、国の関係機関と連携しながら、制度改正等に関する情報の提
22 供など制度理解への取組を進めていきます。

24 **主な事業**

25 外国人材活用支援事業【再掲】

商工労働部

- 26 ・ 県内中小企業における外国人材の円滑な受入れを支援するため、外国人雇用に関
27 するセミナーや外国人留学生等とのマッチングに向けた合同企業説明会を実施
28 します。また、外国人留学生等を対象とした就労に向けた講座や、県内企業の職
29 場見学会を開催し、県内での就職・定着を促進します。

- 1 多様性尊重に関する普及啓発事業 総合企画部
- 2 ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進む
- 3 よう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう
- 4 企業向けセミナーを実施します。
- 5 育成就労制度等に関するセミナー 総合企画部
- 6 ・ 技能実習・特定技能制度の説明とともに、外国人材活用に関する今般の動向等に
- 7 ついて、外国人県民にとって最も身近な行政機関である市町村職員向けにセミナー
- 8 を実施します。
- 9 千葉県留学生受入プログラム【再掲】 健康福祉部
- 10 ・ 県内の日本語学校及び介護福祉士養成施設に在籍する留学生と、受入介護施設を
- 11 マッチングするとともに、介護施設が留学生の学費等を助成する場合に県がその
- 12 一部を補助します。
- 13 千葉県外国人介護人材支援センター運営事業 健康福祉部
- 14 ・ 外国人介護職員等に対する相談・支援等を一元的に行う「外国人介護人材支援セ
- 15 ンター」を設置します。
- 16 企業の雇用状況やニーズに応じた適切な情報提供 商工労働部
- 17 ・ 高度外国人材を活用する意義やメリットを解説するセミナーを実施します。
- 18 また、アンケートで参加者のニーズを吸い上げ、ジェトロが行う高度外国人材の
- 19 採用拡大や定着促進に向けた伴走型支援につなげます。
- 20 観光・宿泊業人材確保事業【再掲】 商工労働部
- 21 ・ 観光・宿泊業の人材確保を目的に、外国人材をテーマとした観光・宿泊事業者向
- 22 けセミナーやマッチング支援を実施します。
- 23 農業労働力対策事業 農林水産部
- 24 ・ 農業労働力の確保に向け、県及び関係機関による戦略会議を開催するとともに、
- 25 外国人材を含む就業者の雇用条件や居住施設の整備のほか、音声通訳器の導入な
- 26 ど就業環境の改善に向けた農業法人などの取組を支援しています。
- 27

- 1 漁業現場における労働環境改善推進事業 農林水産部
- 2 ・ 漁業現場において多様な担い手を受け入れていくため、漁業者の労働環境の改善
- 3 を推進する取組を支援します。

- 4 ちば創業応援助成金事業 商工労働部
- 5 ・ 主たる事業を県内で行おうとする創業予定者や県内で創業後5年未満の中小企
- 6 業のうち、一定の条件を満たす者に対して、先進的なアイデア等を実現するため
- 7 に必要な経費について、千葉県産業振興センターを通じた公募による助成を行い
- 8 ます。

9

2 地域の担い手としての活躍

(1) 多文化共生意識の醸成

【背景と取組の状況】

言葉による意思疎通が十分にできないことや、お互いの文化や生活習慣に対して理解が進まないことから、外国人県民と日本人県民との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、外国人県民が孤立する要因となっています。

出入国在留管理庁の令和 5（2023）年度「在留外国人に対する基礎調査」によると、割ほどの外国人が孤独を感じていると回答しています。

また、平成 27（2015）年に国連で採択された持続可能な社会づくりの国際目標である SDG s として、「誰一人取り残さない」社会が挙げられています。

こうした状況を踏まえ、活力ある地域社会を維持していく上で、多文化共生は重要な理念であり、お互いの人権、文化、宗教、生活習慣等を理解し尊重するための意識啓発を図る必要があります。また、外国人県民と接し、支援する立場にある行政や教育、医療・福祉等の関係者にも、こうした多文化共生意識をもって取り組むことが求められます。さらに、草の根レベルの異文化交流を行うことで、外国人県民と日本人県民との間で個人的で継続的な人間関係が生まれ、多文化共生意識が醸成されることが期待できます。

県では、千葉県国際交流センターをはじめとする国際交流・協力団体との連携・協力により、県民の多文化共生についての理解に資するセミナー、外国人県民に関する人権意識の啓発のため、人権啓発指導者の育成や人権啓発活動事業等の取組を実施しています。

また、児童生徒が多様な文化を認め合う国際社会の担い手として成長できるよう、ホームステイ等の受入れ推進を実施しています。

さらに、ダイバーシティの考え方を社会全体に浸透させるためには、行政職員の一人一人の理解を一層深めていくことが必要であることから、県内市町村等の職員向けのセミナーを実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

多文化共生についての理解や人権意識の啓発活動等への参加は、普段から関心をもつ方に限られる傾向にあるため、これまでこうした機会に参加したことがない県民など、より多くの県民が参加し、異文化理解を深められるよう努めていく必要があります。外国人の人権については、ヘイトスピーチの問題などを踏まえ、偏見や差別をなくしていく必要があります。

異文化交流活動については、活動の裾野を広げるために、ボランティアやホストファミリーの掘り起こしを進める必要があります。さらに、今後は交流の場として、地域行事や自治会等の地域コミュニティ活動に着目し、関係団体や市町村と連携してその促進に取り組んでいく必要があります。

多様性を尊重することの意義を県政の各分野にしっかりと浸透させるとともに、県民や事業者等と広く共有していく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ より多くの県民が多文化共生に関する理解を深め、言語や文化等が異なる県民同士の共生に向けた意識が生まれるよう、参加者の掘り起こしや魅力ある国際理解プログラムづくりにより、啓発活動の充実に努めます。
- ・ 言語や文化等の違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会を実現するため、外国人等の人権に関する交流イベントやシンポジウムを開催し、人権啓発の普及を進めます。
- ・ 市町村や自治会・町内会、ボランティア団体・NPO等と連携し、外国人県民と日本人県民が、近所付き合いや地域活動等の地域に密着した場面で、同じ地域社会の一員としての意識を涵養し、交流を深めていけるよう啓発に努めます。
- ・ ホームステイの受入れや交流イベントへの参加等、国際交流を推進するとともに、ボランティアやホストファミリーを掘り起こし、交流の拡大に努めます。
- ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進むよう広報啓発を実施します。

主な事業

<相互理解のための啓発の実施>

国際理解セミナー

総合企画部

- ・ 県民、民間国際交流団体等を対象に、国際理解の促進、グローバル人材の育成、国際交流・協力活動の促進等に役立つ講座を開催します。

持続可能な地域づくりに向けた連携推進事業

総合企画部

- ・ SDGsを推進するため、その理念や具体的な取組について、県民、県内自治体、企業等に対し効果的な周知啓発事業を実施します。

1 多様性尊重に関する普及啓発事業【再掲】

総合企画部

- 2 ・ 多様性を尊重することの意義や社会に存在する様々な違いに関する理解が進む
3 よう広報啓発するとともに、多様性尊重に関する事業者の取組を後押しするよう
4 企業向けセミナーを実施します。

6 <外国人に関する人権の啓発・保護>

7 人権啓発指導者養成講座事業

健康福祉部

- 8 ・ 職場や地域の人権啓発のリーダーを育成するため、外国人に関する人権をテーマ
9 に含めた短期集中型の講座を開催します。

10 人権ユニバーサル事業

健康福祉部

- 11 ・ 言語や文化等の違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる
12 「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来につなげていくため、外国人に関する人
13 権をテーマに含めた交流イベント、講演会、研修会、シンポジウム等の人権啓発活動事業を
14 実施します。

15 ちば人権出前講座・人権問題講師紹介事業

健康福祉部

- 16 ・ 全ての人々が自分らしい生き方のできる社会を実現し、差別意識や偏見をもたない
17 「心のバリアフリー」を達成するため、地域・企業・NPO・行政機関等が外国人
18 の人権をテーマに含む研修会・講習会を開催するにあたり、講師を紹介します。

20 <国際交流の促進>

21 ホストファミリーの推進

教育庁

- 22 ・ グローバル人材の育成に向け、異文化理解や国際交流を促進する仕組みをより一
23 層充実させていくため、ホームステイやホームビジットの受入れ家庭を掘り起こ
24 し、異文化交流を促進します。

25 幕張アジアアカデミー事業

総合企画部

- 26 ・ 県内高校生のアジア及び海外への関心・国際理解を深めるため、アジア経済研究
27 所と連携し、同研究所の研修生として来日中のアジア・アフリカの行政官を、県
28 内公立・私立高校に派遣し、英語で自国文化等について特別講義を行います。

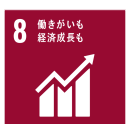
「SDG s」とは？

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」のことで、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

国の SDG s 推進本部が令和 5（2023）年に決定した「SDG s 実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画に SDG s の要素を反映することなどが期待されています。

この千葉県外国人活躍・多文化共生推進プランは、主として SDG s が掲げる以下の目標に貢献するものと考えています。



（２） 外国人県民の活躍の場づくり

【背景と取組の状況】

将来にわたり地域の活力を維持できるよう、外国人県民と日本人県民が共に地域で活動・活躍していくためには、外国人県民と日本人県民とが実際に交流・協働をしながら「顔の見える関係」を築いていくことが重要です。具体的な交流・協働の場として、地域行事だけでなく、清掃活動や公共花壇の整備等、地域づくりのための活動に外国人県民の参加を促していくことが考えられます。

一方で、第 64 回県政に関する世論調査（令和 4（2022）年度）では、「日常生活の中で外国人と接する機会がない」と回答した県民の割合は 45.7%であり、外国人県民と日本人県民とのコミュニケーションの場がいまだ少ないと考えられます。

また、外国人県民と周辺の日本人県民との間で、生活に伴うトラブルが発生している地域では、交流・協働の場を通して外国人県民と地域とのつながりづくりを支援することで、こうしたトラブルの解消に役立つことも期待されています。

さらに、外国人県民が、日本人県民と異なる文化的背景から地域社会を見つめ、これまで気づかれなかった地域の魅力を発掘・発信したり、福祉や災害等の地域活動の担い手として活躍することが期待されています。

県では、こうした交流・協働を促すため、市町村や国際交流協会等に対する先進的事例の紹介や外国人県民を対象とした地域イベント等の情報提供を行っています。また、県民を対象として、災害時の外国人県民の支援等を担う人材の育成を行っています。

育成した人材については、千葉県国際交流センターの国際交流ボランティア制度を通じて活動の場を紹介しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民と日本人県民との相互理解を図るためのコミュニケーションの場が少ないため、こうした場をどのようにして提供していくか、また参加者が限られる中、関心が低い人をどのように参加につなげるかが課題となっています。

また、外国人県民が、多様な文化的背景による視点をもって地域の取組に関わったり、自発的に地域の魅力を発掘・発信していくような仕組みづくりが望まれます。特に、増加する外国人県民の意見を県政に反映させるため、チーバくんグローバルパートナーズには引き続き県や関係団体のイベント等への積極的な参加が望まれます。

災害時外国人サポーターなど、外国人県民の参加が望ましいボランティアがある一方で、参加が少ないという課題もあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 市町村や千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会と連携しながら、地域行事

や文化活動、清掃活動等の地域づくり活動、さらには防災活動等の共助活動への外国人県民の参加を促します。

- ・ 市町村との連携により、地域における住民同士の交流・協働に係る先進的な取組やイベントを周知し、各地域での交流・協働の場づくりを促進します。
- ・ 外国人県民の多様な文化的背景による視点を活用し、県施策へ協力いただくなど、活躍の場を作ります。特にチーバくんグローバルパートナーズ制度の積極的な周知により、県政における活躍の場を増やしていきます。
- ・ 各種ボランティアの養成や活動の場の紹介等を通じ、地域活動を担う外国人材の育成に努めます。

主な事業

<外国人県民と日本人県民が協働する機会の創出>

国際交流・協力等ネットワーク会議

総合企画部

- ・ 市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO 等県内の関係団体の参加の下、地域における交流・協働事例等の紹介や外国人講師等によるミニセミナー、分科会による意見交換等を行います。

<地域社会の担い手としての外国人県民の育成>

災害時外国人サポーター養成講座

総合企画部

- ・ 災害時に、避難所に避難している外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

ボランティア活動機会の提供

総合企画部

- ・ 国際交流や多文化共生の分野でのボランティア活動に積極的な県民を対象に、ボランティア養成を行うとともに、千葉県国際交流センターの国際交流ボランティア制度を通じて活動の場を紹介します。

<外国人県民による情報発信等の支援>

「チーバくんグローバルパートナーズ」運営事業

総合企画部

- ・ 県内在住等の外国人を県の施策へ協力する「チーバくんグローバルパートナーズ」に任命し、外国人県民の視点を県づくりに活かします。

施策目標Ⅱ：共生

国籍及び文化的背景などにかかわらず、共に安心して暮らせる県づくり

1 コミュニケーション支援

(1) 地域日本語教育の充実

【背景と取組の状況】

千葉県国際交流センターの調査によると、令和6（2024）年4月現在で県内54市町村のうち、39の市町において自治体や国際交流協会、市民活動団体などの主催による日本語教室（以下「地域日本語教室」という。）が開催されています。

外国人県民が地域の一員として暮らしていくためには、日本語や生活ルール等を習得するとともに日本の文化を理解することが重要であり、生活者としての日本語学習などを支援する地域日本語教育の取組を充実させる必要があります。

令和元（2019）年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。これにより、国内で生活する外国人が日常生活を送る上で必要な日本語を習得できるよう、国や自治体が日本語教育の推進に関する施策を実施することや、外国人を雇用する事業主が、雇用する外国人やその家族に対する日本語学習の機会の提供等に努めることなどが定められました。

令和5（2023）年5月には、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和6（2024）年4月から、「認定日本語教育機関」や「登録日本語教員」の制度が始まりました。これにより、日本語の学習を希望する方々や、外国人材の受入れを希望する企業に対する適切な日本語教育機関を選択できる機会の提供などが期待されます。

県では、令和3（2021）年3月に策定された「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」に基づき、地域日本語教室などで新たに日本語教育を行う人材の育成、日本語教育が行われていない地域における日本語教育の場の立ち上げ支援などの取組を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民の増加により地域日本語教室の利用が増え、教室側の負担が増大している一方で、地域日本語教室の担い手が不足しており、高齢化も進んでいます。

また、これまでの取組により、地域日本語教室が開設されている県内の市町村数は増加していますが、依然として地域日本語教室が開設されていない市町村もあり、日本語教育を受けられない空白地域が生じています。

1 なお、本県の特徴として、外国人県民全体のうち、在留資格「家族滞在」による外国人
2 県民が占める割合が全国 1 位であることが挙げられ、現在も増加傾向にあります。県内で
3 就労する外国人県民の配偶者や子どもなどの帯同家族は、地域社会とのつながりが弱く、
4 日本語を学ぶ機会が得られにくいケースが多いと考えられます。

5 こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- 6 ・ 「千葉県地域日本語教育推進事業プラン」に基づき、地域日本語教育の県内各地で
7 の実施体制を整備します。
- 8 ・ 地域日本語教育人材の不足・高齢化に対応するため、新たな担い手を育成します。
- 9 ・ 地域日本語教室の新規設置や運営に係る課題解決などのため、日本語教育機関等や
10 地域日本語教室間の交流を促進し、連携の強化を図ります。
- 11 ・ 地域日本語教育の推進に当たっては、オンライン日本語教室など、デジタルツール
12 を活用した形式での実施等により、より外国人県民がアクセスしやすい体制を整備し
13 ます。
- 14 ・ 帯同家族など、特に日本語を学ぶ機会が得られにくいと考えられる方々への基礎日
15 本語教育の推進に努めます。

17 主な事業

18 地域日本語教育推進事業

総合企画部

- 19 ・ 県内各地の地域日本語教育の実施体制を整備するため、地域日本語教育人材の育成や
20 市町村・日本語教室への支援等を実施します。

21 地域日本語教室に関するホームページ等による情報提供

総合企画部

- 22 ・ 日本語を学びたい外国人県民向けに、県内の地域日本語教室の情報をホームページ等
23 にて提供します。

(2)「やさしい日本語」の普及

【背景と取組の状況】

外国人県民が地域の一員として暮らしていくためには、日本語や生活ルール等を習得するとともに日本の文化を理解することが重要である一方、日本語を母語とする県民の側では、必要に応じ、「やさしい日本語」等を使用して外国人とのコミュニケーションを図ることが望まれます。

また、近年、外国人県民の国籍・地域が多様化する中、多言語対応には限界があることから、より一層「やさしい日本語」の普及が求められます。

県では、「やさしい日本語」について、市町村職員等向けの研修会の開催等により普及を促進しています。また、日常生活の中で必要な行政情報を「やさしい日本語」で提供する取組を進めています。

【取組上の課題と今後の方向性】

これまで、行政機関における「やさしい日本語」の普及に向けた取組を行ってきましたが、いまだ社会全体に浸透しているとはいえない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 関係機関との連携や研修会の開催等により「やさしい日本語」の普及を促進します。
- ・ ホームページや各種パンフレット類の「やさしい日本語」対応を促進します。

主な事業

「やさしい日本語」基礎研修の開催

総合企画部

- ・ 県職員及び市町村職員の外国人等への対応能力を向上するため、「やさしい日本語」の基礎知識を学ぶ研修を実施します。

「やさしい日本語」による情報提供

総合企画部

- ・ 外国人向けの多言語生活ガイドブック「ハローちば」の「やさしい日本語」版の掲載等を行います。

「やさしい日本語」とは？

「やさしい日本語」とは、表現や文の構造を簡単にしたり、漢字にふりがなを振ることなどによって、日本語に不慣れな方にも分かりやすくした日本語のことを言います。

やさしい日本語は、平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災で、外国の方が災害時に必要な情報を十分に受け取れなかったことをきっかけに考案されました。

現在では、災害時のみではなく平時における情報提供の手段として活用が広がっており、公共放送のニュースサイト等でも使用されています。

（３）行政相談窓口の多言語対応・多言語や「やさしい日本語」による情報発信

【背景と取組の状況】

外国人県民の中には、日本語によるコミュニケーションが難しく、行政機関への相談に困難を抱える方もいるため、多言語で相談できる体制の整備が求められます。

外国人県民からの出入国や法律・制度等に関する相談について、近年、外国人県民の増加に伴い、相談内容が多様化するとともに、複雑な事案も増加する傾向にあり、さらなる相談体制の充実が必要です。

また、インターネットや各種の資料により提供される県政情報や生活情報も外国人県民が生活する上で重要であり、多言語及び「やさしい日本語」による情報提供が求められます。

県では、外国人県民向け相談窓口の充実や専門相談の実施、相談員の派遣等により多様な相談ニーズに対応しています。また、外国人県民への情報提供のため、生活ルールや税金の支払い等の各種手続きに関する情報を含む多言語生活ガイドブック「ハローちば」における対応言語の拡充や、ホームページの多言語化、各種パンフレット類の多言語表記等、日常生活を送る上で必要性の高い行政情報を中心に、多言語化の取組を進めています。

【取組上の課題と今後の方向性】

各分野の相談窓口において、多言語対応が困難なケースが少なくないため、十分な相談対応を行う上での妨げとなっています。

また、国の通訳支援制度などの既存の制度の活用が十分でないケースも見られます。

加えて、行政機関の窓口における「やさしい日本語」の普及や、行政情報の提供における「やさしい日本語」対応は、いまだ十分とは言えない状況にあります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 外国人相談窓口では、多言語対応や専門相談の実施、相談員向けの研修などを通じて、相談対応能力の向上や相談件数の増加への対応を図ります。
- ・ 各種行政手続きの窓口では、外国人とのコミュニケーションを円滑にするために、多言語ツールの活用などに努めます。
- ・ 国の通訳支援制度の活用などにより、行政窓口における相談対応能力の充実に努めます。また、国の通訳支援制度については現場での活用が進むよう周知を図ります。
- ・ 外国人がより多くの生活情報を入手し、生活の質の向上につなげられるよう、ホームページやパンフレット等において行政情報の多言語及び「やさしい日本語」による

1 提供を拡充します。

3 主な事業

4 <相談窓口の整備・行政手続の支援>

5 外国人総合相談事業

総合企画部

- 6 ・ 外国人が安全で快適な暮らしができるよう、多言語による相談が可能な相談窓口を設
7 置します。また、弁護士や行政書士による外国人向け専門相談を実施します。

8 外国籍DV被害者等支援事業

健康福祉部

- 9 ・ 外国籍DV被害者等に対して、援助に必要な母語等の通訳派遣を行います。

10 県営水道の窓口における多言語対応体制の推進

企業局

- 11 ・ 外国人からの問い合わせ等に対応できる体制を構築するため、県水お客様センターにお
12 いて、外国語通訳（英語）を配置します。

13 警察行政事務に関する多言語対応体制の推進

警察本部

- 14 ・ 多言語による「外国語基本的会話集」を活用し、警察署窓口や交番等において、日本
15 語によるコミュニケーションの難しい外国人からの届出等に対して、届出内容等を早
16 期に把握し適切な対応ができる体制を整備します。

18 <多言語による生活情報等の発信>

19 外国語による生活情報提供事業

総合企画部

- 20 ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を
21 多言語で提供します。また、「やさしい日本語」を含む 11 言語による外国人県民向け
22 の多言語生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

23 千葉県ホームページにおける機械翻訳機能の運用

総合企画部

- 24 ・ 千葉県ホームページ内の全ページを対象に自動翻訳機能を運用し、8 言語での情報提
25 供を行います。

26 受動喫煙対策の推進

健康福祉部

- 27 ・ 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の標識について、表記する言語の対訳表を県
28 ホームページに掲載します。

1 県営水道のしおりの多言語表記化の推進

企業局

- 2 ・ 「水道のしおり」において、手続きや問合せ先についての情報を多言語により掲載します。

3 県立図書館における外国語資料収集・外国語利用への対応

教育庁

- 4 ・ 外国語の図書・新聞・雑誌等の外国語資料の収集・提供や、ホームページでの外国語
5 による利用案内と検索ページの提供、外国語とやさしい日本語による施設利用案内の
6 配付を行います。

7 県立博物館・美術館ホームページ・パンフレットの多言語化

環境生活部

- 8 ・ 様々な国籍・地域の外国人が、本県の自然と歴史、文化への理解を深められるよう、県立
9 博物館・美術館ホームページ及びパンフレット等の更なる多言語化に対応します。

10 県警ホームページにおける外国語ページの運用

警察本部

- 11 ・ 県内に居住又は来訪する外国人に向けて、国内法規の遵守事項、各種申請方法、相談
12 要領等について記載された外国語ページ（４言語）を運用します。

13 県有施設等への外国語表記

警察本部

- 14 ・ 窓口機能のある警察施設や警察車両、警察官の被服等に英語表記を行い、外国人県民
15 からの認知度を高めます。

16

17

2 子どもの教育環境の整備

【背景と取組の状況】

本県の日本語指導が必要な外国人児童生徒は、令和 5（2023）年 5 月時点で 3,381 人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も 544 人在籍しており（令和 5（2023）年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」）、両者を合わせた「外国人児童生徒等」の在籍人数 3,925 人は、前回調査時（令和 3（2021）年度）の 2,633 人と比べ、5 割程度増加しています。さらに、同調査によれば、日本語指導が必要な児童生徒のうち、1 割程度は、日本語指導等の特別な配慮に基づく指導を受けることができていない状況にあります。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、日常会話ができて、学年相当の学習言語力（学習に必要な言語能力）が十分でない場合があるために、学習活動への参加に支障が生じ、これによって学習意欲の低下や学校への不適応、周囲の児童生徒からの疎外等につながる場合があります。

また、保護者についても、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため、学校との意思疎通に問題を抱えることがあるほか、教育に対する考え方や文化の違いのために学齢期になっても子どもを義務教育諸学校や外国人学校等、いずれの学校にも通わせない不就学の問題も生じており、本県では、令和 5（2023）年 5 月時点で 41 人の子どもが不就学状態にある（令和 5（2023）年度文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」）と確認されています。

さらに、日本語でのコミュニケーション力が十分でない外国人児童生徒等にとって、高等学校への進学・卒業はより困難となり、就職等、社会生活を送る上で不利な状況に置かれる傾向にあります。

県では、令和 6（2024）年 3 月に改訂された「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」に基づき、日本語指導体制の構築や日本語指導担当教員等の資質能力向上のための研修機会の拡充、不就学児童生徒への対応を図っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等の増加に対し、教育相談員の派遣日数や時間数が不足しているほか、教育相談員の人選を行う各学校の間で、人材についての十分な情報連携がないなど、人材の確保が課題となっています。

1 公立小中学校に就学を希望する子どもに関する手続は、市町村教育委員会が主体となっ
2 て行われますが、市町村内の関係部局等との間で、その状況や課題等について、更なる情
3 報共有が必要です。

4 今後は、帯同家族の増加に伴い、義務教育年齢を超過した外国籍の子どもの増加が見込
5 まれることから、そのような子どもへの支援体制の充実が課題となります。

6 こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

7 <外国人児童生徒等教育の指導・支援体制>

- 8 ・ 拠点校等の事例やモデルの普及等により、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・
9 充実に努めます。
- 10 ・ 拠点校を中心として、学校間の連携を深め、指導方法や支援体制のより一層の充実
11 に向けて活発な情報交換を行います。
- 12 ・ 外国人児童生徒等における指導方法及び教材等の作成・見直しにより、指導内容の
13 充実に努めます。
- 14 ・ 幼稚園及び認定こども園において、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の
15 習得に困難のある幼児について、個々の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組
16 織的かつ計画的に行えるよう、幼児教育アドバイザーの派遣や幼児教育関係研修に取
17 り組みます。

18 <教員・相談員の配置・養成>

- 19 ・ 教員・相談員等の配置拡充や各市町村における支援員等の情報共有、研修の取組に
20 より、外国人児童生徒等教育の充実に努めます。
- 21 ・ 行政関係者、日本語指導が必要な児童生徒の支援を行っている教員や通訳ボランテ
22 ィア等を対象に、情報・意見交換、研修会などを実施することで、資質向上に努めま
23 す。

24 <就学・進学・就職の支援等>

- 25 ・ 各市町村教育委員会との間で、先進的な取組事例を共有するなど、就学に係る支援
26 体制の更なる充実に努めます。
- 27 ・ 外国人児童生徒等の受入れに関して、教育庁ホームページに就学案内や手続等を掲
28 載するなど、情報提供に努めます。
- 29 ・ 教員・支援員等のほか、民間団体・企業等と連携して、外国人児童生徒等のキャリ
30 アビジョンの形成を支援し、就学・進学・就職の支援の充実を図ります。

- ・ 地域日本語教室や外国人児童生徒等を支援対象とする民間団体の活動を促進し、外国人児童生徒等の学習環境の充実を図ります。

主な事業

外国人児童生徒等教育相談員派遣事業

教育庁

- ・ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒等が在籍する県立学校に対して、生徒の母語を理解する者を、外国人児童生徒等教育相談員として派遣し、日本語指導や日本の生活への適応指導等の支援を行います。

外国人児童生徒等の教育に関する連絡協議会の開催

教育庁

- ・ 日本語指導を行っている学校の担当者や各市町村教育委員会担当者、各学校へ派遣されているボランティア等を対象とした連絡協議会を開催します。

「学校からのおたより」推進事業

総合企画部・教育庁

- ・ 学校関係者と日本語を母語としない外国人児童生徒等の保護者との意思疎通を図るため、県や関係者の協力の下、千葉県国際交流センターが作成した「学校からのおたより」（学校システムの概要及び保護者あての連絡文書集、7言語）を県内の小中学校等で活用します。

外国籍の子供の日本語学習等支援事業

総合企画部

- ・ 外国籍の子供が地域の一員として暮らし活躍できるよう、高校就学に必要な日本語や教科の指導に取り組む NPO 等への支援を行います。

幕張アジアアカデミー事業

総合企画部

- ・ 県内高校生のアジア及び海外への関心・国際理解を深めるため、アジア経済研究所と連携し、同研究所の研修生として来日中のアジア・アフリカの行政官を、県内公立・私立高校に派遣し、英語で自国文化等について特別講義を行います。

3 防災・防犯・交通安全対策の推進

(1) 防災情報の多言語化・「やさしい日本語」化と災害時の支援体制づくり

【背景と取組の状況】

外国人県民が大規模災害に遭遇した場合、災害時に使われる日本語が十分理解できないために災害情報や避難場所等に関する情報を得られない可能性があるほか、避難した後も、言葉だけでなく文化や生活習慣等の違いから、避難所での生活に困難が生じることもあります。また、地震等の災害を経験したことがなく、災害の特性や防災という考え方を理解できない人たちもいるため、日頃の情報提供や啓発が必要です。

他方で、外国人県民が正しい防災知識を備えることで、防災活動等を自ら行うことが期待できることから、災害発生時の円滑な自助・共助体制を構築するため、外国人県民を地域防災活動の担い手として育成していく必要があります。

県では、防災啓発パンフレットによる平時からの周知、防災ポータルサイトによる災害情報や避難情報の多言語及び「やさしい日本語」による提供を実施しています。また、避難所の外国人県民被災者に対して多言語で情報提供等を行うボランティア（災害時外国人サポーター）の育成、「千葉県災害時多言語支援センター」の設置運営訓練を実施しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

災害時の外国人支援については、千葉県国際交流センターや避難所を設営する市町村、市町村国際交流協会と連携した運営体制の充実強化を図ることが重要です。

外国人県民の防災活動への参加はごく一部に限られており、今後参加者を広げるための取組が必要です。また、より多くの外国人県民が防災情報にアクセスできるよう、関係機関の協力を得ながら広く周知を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- 外国人県民に対する防災知識の普及及び外国人県民向けの防災訓練の実施を推進します。
- 災害時多言語表示シートの普及に努め、避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化及び「やさしい日本語」化を推進します。
- 災害時の多言語及び「やさしい日本語」による情報提供や相談窓口等について、千葉県国際交流センターや市町村、関係団体等と連携した支援体制づくりを進めます。
- 災害時に避難所等で外国人に必要な情報を届け、相談に応じる災害時外国人サポー

ターについて、これまで県と連携した講座を開催していない市町村へ積極的な開催を働きかけるなど、災害時の外国人支援活動の担い手を養成します。

主な事業

防災対策広報事業（防災啓発パンフレットの配布） 防災危機管理部

- ・ 外国人県民を対象に、地震・風水害等の災害の仕組みや、災害への備え等について、英語、中国語、韓国語により解説したパンフレットを配布します。

防災情報システム運営事業 防災危機管理部

- ・ 外国人県民も含めた全ての県民が防災ポータルサイトを利用して必要な防災情報を収集できるよう、県内の気象情報、被害情報、避難情報等を6言語で掲載します。

災害時外国人サポーター養成講座【再掲】 総合企画部

- ・ 災害時に、主に避難所にいる外国人県民への多言語での情報提供やニーズの聞き取りを行うボランティアを養成します。

災害時多言語支援センターの設置・運営 総合企画部

- ・ 大規模災害の発生時に、日本語が十分に理解できず困難に陥る外国人を支援するため、多言語での情報提供や避難所へボランティア派遣等を行う「千葉県災害時多言語支援センター」を設置します。

（２）防犯や交通安全に関する規範意識の醸成

【背景と取組の状況】

安全で安心な地域社会を実現する上で、住民一人ひとりの防犯と交通安全に対する意識の向上は欠かせない取組ですが、日本の法令やルールに不案内な外国人県民に対しては、より一層の周知啓発が必要と考えられます。

防犯に関しては、日本語によるコミュニケーション力が十分でない外国人が犯罪のターゲットにされる例も見受けられ、県内の刑法犯認知件数に占める外国人被害者の件数割合は、平成 30（2018）年の 1.9%から令和 5（2023）年の 2.7%へと上昇しています。一方で、日本の法令をよく知らず、外国人県民を利用した犯罪に巻き込まれる恐れもあることから、防犯意識を高めるための啓発が必要です。

交通安全については、日本と母国との間で交通ルールの相違があったり、日本語によるルールの理解が困難である場合に、交通違反を起こしたり、交通事故に巻き込まれる恐れがあります。県内における外国人が関係する交通人身事故は、平成 30（2018）年の 540 件から、令和 5（2023）年には 679 件と、増加傾向にあります。

県では、防犯対策や交通安全に関する啓発チラシの多言語化及び「やさしい日本語」化や、外国人県民向けに防犯講話・イベント等を実施しています。また、交通違反取締業務において、対象となる外国人県民に取締りや処分に関する説明を的確に伝達できるよう、多言語化した資料を作成・配布しています。

【取組上の課題と今後の方向性】

防犯に係る意識啓発にあたっては、近年の治安情勢を踏まえ、特に啓発の必要性が高い項目を選定し、啓発資料等の作成を進める必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 防犯や交通安全に係る意識啓発の各取組について、外国人労働者の増加など今後の外国人県民を取り巻く情勢や反響をみながら、必要な多言語対応や啓発内容の見直しを図ります。

主な事業

多言語交通安全啓発リーフレット

環境生活部

- ・ 日本の交通ルールや交通マナーを紹介するリーフレットを多言語（7 言語）により作成し、市町村等に広く配布します。

1 外国人県民向けストーカー及びDV対策用リーフレットの作成 警察本部

- 2 ・ 外国人県民向けに、ストーカー及びDVに関する外国語リーフレット（ストーカー
3 は 8 言語、DVは 10 言語）を作成し、県警ホームページに掲載するほか、警察署
4 で配布します。

5 外国人県民保護者向けリーフレットの作成 警察本部

- 6 ・ 外国人県民保護者向けに少年の非行、被害防止に関するリーフレットを作成し、
7 非行防止教室等で配布し、保護者等と連携した規範意識の醸成を推進します。

8 外国人県民向け自転車ルール広報啓発チラシ 警察本部

- 9 ・ 自転車のルールに関する外国語（5 言語）版広報啓発チラシを作成し、警察署で配
10 布します。

11 交通違反取締業務に関する多言語対応体制の推進 警察本部

- 12 ・ 外国人県民の違反者に対し、取締り・警告の状況等や反則金の納付方法等を説明し
13 た資料を多言語で作成し、配布します。

14 外国人集住地域総合対策 警察本部

- 15 ・ 外国人県民が多く集住する地域、企業及び学校等において、外国人が犯罪や事故に
16 巻き込まれないための防犯講話やイベント会場における啓発活動等を実施します。

17 外国人県民向け防犯対策・交通事故抑止対策等広報チラシ 警察本部

- 18 ・ 防犯対策・交通事故抑止対策等の理解を深めるための広報資料を多言語により作成
19 し、警察署で配布します。

20 性犯罪防止対策に関する啓発 警察本部

- 21 ・ 性犯罪等の被害を防止するためのキーワード「あおぼーし」を用いた講話を外国
22 人県民向けに実施するとともに、啓発チラシを作成し、当該講話等において配布
23 します。

4 住宅・医療・保健・福祉の充実

(1) 住環境の整備

令和5（2023）年度に出入国在留管理庁が実施した「在留外国人に対する基礎調査」によると、「外国人の方々が日本においてよりよい生活を送るためにどのような支援や取組や制度が必要か」という質問に対して、31.0%の外国人が「住宅」の分野で支援や取組や制度が必要と回答しました。

また、外国人県民が住居を探す際に外国人であることを理由に入居を断られるケースや、入居後も習慣の違いから日本の生活上のルールが理解できず、入居者同士や近隣住民とのトラブルが生じることがあります。

県では、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や居住支援を行う法人・団体等の情報提供を行っているほか、外国人留学生に対し、住居に関する情報の提供及び助言を行う不動産事業者の登録・情報提供を行っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後も、外国人県民の増加が見込まれる中、円滑な入居及び安定した居住の確保を図っていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 賃貸住宅の入居者及び賃貸人双方の不安を解消するための取組を進め、外国人県民を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安定した居住の確保を促進します。
- ・ 県営住宅の契約事項や、生活上のルールに関する文書の多言語化、外国人入居者の割合が高い自治会への音声通訳器の貸出等、外国人県民の理解を促進するための取組を進めます。

主な事業

住宅セーフティネット制度による居住支援事業

県土整備部

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅や住まい探しをサポートする不動産仲介業者の登録、入居者及び賃貸人に対し居住支援業務を行う法人の指定を行い広く情報提供します。

1 県営住宅における外国人県民入居者対応

県土整備部

- 2 ・ 「県営住宅の住まいのしおり」にて、県営住宅における決まりや、生活上のルール
3 を案内します。外国人県民の理解を促進するため、日本語版のほかに、英語版・中
4 国語版を作成して配付します。また、外国人入居者の割合が高い自治会への音声
5 通訳器の貸出などを行います。

6 外国人学生住居アドバイザー事業

総合企画部

- 7 ・ 県内で住居探しに苦慮している外国人学生を支援するため、県から選任された住
8 居アドバイザー（不動産仲介事業者）が、住居に関する情報の提供及び助言を行い
9 ます。

10 外国語による生活情報提供事業 【再掲】

総合企画部

- 11 ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を
12 多言語で提供します。また、「やさしい日本語」を含む 11 言語による外国人県民向け
13 の多言語生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

(2) 医療環境の整備

【背景と取組の状況】

外国人県民が医療機関等を受診する場合には、多言語対応が可能な医療機関を探すことが難しい状況にあります。

そうした対応のない医療機関で診察を受ける際には、日本語によるコミュニケーション力が十分でないため医師との意思疎通に支障が生じる場合や、文化・習慣の違いが要因となって医師、看護師、薬剤師等の説明が適切に伝わらない場合もあります。

県では、救急医療外国語対訳問診票や対応可能な言語を含む医療機関に関する情報提供、外国人県民の患者受入れに係る研修の実施、感染症発生時の電話通訳等の取組を行っています。また、新型コロナウイルス感染症に係る発熱等の相談に対応するため、令和3(2021)年2月に多言語相談ホットラインを設置し、令和6(2024)年3月までの間に延べ1,151件の相談に対応しました。

【取組上の課題と今後の方向性】

今後も、外国人県民の増加が見込まれる中、県内医療機関における外国人県民の患者受入体制を更に充実させていく必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 救急医療機関が外国人県民を受け入れる際に使用できる多言語問診票の提供等を行うとともに、関係機関による協議会を設置し、外国人県民に対応できる体制整備を行います。
- ・ 新たな感染症が発生した際には、県ホームページ等により県在住・訪日の外国人の方へ情報発信を行うとともに、外国人相談窓口などを通じて情報提供を行います。
- ・ 保健所等の窓口で感染症対策に関する外国語のパンフレットを配布するとともに、感染拡大防止を目的とした多言語の電話通訳サービスの確保などを行います。

主な事業

救急医療外国語対訳問診票の提供

健康福祉部

- ・ 県内救急医療機関の情報サイトである「ちば救急医療ネット」において、外国人県民が救急医療機関を受診する際に使用できる「救急医療外国語対訳問診票」を8言語で提供します。

1 精神科医療通訳の養成・派遣

健康福祉部

- 2 ・ 外国人県民や訪日外国人が精神的不調になり、受診が必要な場合に、警察署及び
3 精神科医療機関等での診察及び医療行為の説明、健康福祉センター職員による説
4 明を通訳する方を養成するとともに派遣調整を行います。

5 外国人患者受入環境整備事業

健康福祉部

- 6 ・ 現場で従事する医療関係者と連携し、外国人県民対応に係る先進医療機関のノウ
7 ハウを、広く医療機関に対して講習することで、地域の医療機関における外国人
8 県民の患者受入環境を整え、円滑な受診を図ります。

9 外国人医療に関する関係機関による協議会の設置

健康福祉部

- 10 ・ 外国人医療に関する関係機関による協議会を設置し、外国人医療の体制について
11 議論を進めます。

12 感染症発生予防対策事業に関する多言語対応体制の推進

健康福祉部

- 13 ・ 感染症患者等が発生した際、感染拡大防止を目的とした保健所による調査を円滑
14 に実施するため、30 言語に対応した電話通訳を 24 時間体制で確保します。

（３）保健・福祉分野における支援

【背景と取組の状況】

本県で家庭を築くなど長期にわたって生活しようとする外国人県民が増えていくにつれ、健康保険をはじめ介護保険、年金等、現在だけでなく将来にも向けた備えとして、日本の社会福祉制度について理解を深めてもらう必要性が一層高まっています。

県では、日常生活に欠かせない各分野の基本的な情報を多言語で提供しており、保健・福祉分野の各種制度についても周知を図っています。

【取組上の課題と今後の方向性】

外国人県民の一層の増加及び在留期間の長期化が見込まれる中、様々なライフステージに対応した備えが外国人県民の間で進むよう、社会福祉制度の周知及び加入の促進を行っていく重要性が増していくものと考えられます。

また、国民健康保険への加入促進については、市町村によっては外国人向けパンフレットの作成・配布やホームページへの掲載、日本語学校への周知協力要請が行われていますが、県としても可能な取組を行う必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後、以下のとおり取組を進めていきます。

- ・ 医療・保健・福祉の各制度について、外国人県民向けに情報を整理し、生活情報の一環として市町村と連携しながら外国人県民への効果的な情報提供に努めます。
- ・ 国民健康保険制度の効果的な広報事業等の実施について、各保険者に対し助言・指導を行います。

主な事業

外国語による生活情報提供事業【再掲】

総合企画部

- ・ 千葉県ホームページの「ちば国際情報ひろば」において、外国人県民向けの情報を多言語で提供します。また、「やさしい日本語」を含む 11 言語による外国人県民向けの生活ガイドブック「ハローちば」を掲載します。

施策目標Ⅲ：連携

様々な主体の連携により、活躍・共生を推進する県づくり

施策目標Ⅰ及びⅡを効果的に推進するため、関係主体が積極的かつ有機的に連携・協働して取り組んでいく必要があります。

そこで、各関係主体の役割を明確にした上で、本プラン推進のための庁内連携体制を整備するほか、市町村、市町村国際交流協会、ボランティア団体・NPO、大学等をはじめ様々な外国人県民にかかわる団体との協議の場を設置するなど、幅広く外国人県民に関わる組織等との連携・協働を進めます。

【主な関係主体の役割】

県民	多文化共生社会を実現するための地域づくりの主役は、日本人県民と外国人県民であることから、共に地域社会で生活する者として、国籍及び文化的背景などの多様性を尊重し、相互理解を深めるとともに、共に活躍し、安心して暮らすことが期待されています。
県	多文化共生社会の実現に向けて、本プランを広く周知するとともに、広域自治体として、広域的・先導的な取組や市町村単体では対応が困難な施策の実施、県内関係団体の横断的な協力体制の構築により、多文化共生施策を推進します。また、本プランを拠り所として、庁内における多文化共生意識を醸成し、各部局が連携して施策の推進に努めます。
千葉県国際交流センター	県における多文化共生事業推進の中核的役割を担い、地域のニーズに応じた多様な支援やコーディネート機能の強化に取り組むことが必要とされています。
市町村	外国人県民に最も身近な基礎的自治体として、地域ごとの外国人県民の現状を把握し、実情に合わせた行政サービスを的確に提供できる体制を整備することや、地域における多文化共生意識の醸成について啓発等の取組を推進していくことが必要とされています。
自治会・町内会	地域づくりにおいて中心的役割を果たす団体であることから、外国人県民の加入促進を図るとともに、地域イベントの実施、積極的参加を促し日本人県民の多文化理解を深化することによって多文化共生の地域づくりをすることが期待されています。

市町村国際交流協会	市町村と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の提供支援、語学ボランティア・支援人材の育成、外国人県民と日本人県民との交流機会の提供等、地域の実情に応じた多様できめ細やかな多文化共生推進活動を実施することが期待されています。
ボランティア団体・NPO 等	地域における外国人県民の実態を直接把握し支援を実施している団体であることから、行政をはじめとした他団体との協働により、県全体の多文化共生支援策の充実に貢献することが期待されています。
国	中長期的視点に立って、外国人政策に関する目指す姿や基本理念を基本法などの形により明らかにするとともに、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本人社会への適応に向けた施策にかかる体系的・総合的方針を策定することや、外国人県民にとって身近な行政機関である地方自治体が地域の実情に応じた施策を展開できるよう、国や自治体の役割を明確にした上で、十分な財政的支援を継続的に行うこと、関係機関を通じた育成就労制度などの制度理解のための適切でわかりやすい情報提供などが必要とされています。
大学	研究機関として、多文化共生に関する学術的知見を地域に還元することが期待されています。 また、教育機関として、外国人留学生に対して高度な教育や生活に関する適切な支援を行うことによって、地域の経済活動の担い手となり得る人材を育成することが求められています。さらに、日本語教育人材等の多文化共生を担う人材の継続的育成を行うことや自らの特色・強みを活かし地域の発展に向け行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されます。
学校（小学校・中学校・高等学校）	外国人児童生徒等の能力に応じた適切な日本語学習や教科学習指導により、児童・生徒の地域社会における生活基盤の確立を図ることが必要とされています。
日本語教育機関	留学生や社会人、帯同家族などのための身近な教育機関として質の高い日本語教育を行うことが期待されます。また、その専門性を活かし地域の発展に向け行政や関係団体と連携した取組を実施していくことが期待されます。
医療・保健・福祉関係機関	外国人県民の生命や健康の維持に関わる機関として、言語や文化の違いに配慮した受入れ体制の整備や、健康・福祉に関わる情報提供に努めていくことが期待されています。

県内事業者	外国人労働者の雇用にあたって、住居の確保等の生活支援等の充実を図るなど、外国人労働者が定着し、活躍できる環境をつくっていくことが求められています。 また、多様性尊重が社会の活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという観点から、外国人労働者の活躍を推進することが期待されています。
-------	--

1

2

第5 進行管理

本プランが掲げる各種施策について、多様な主体の連携の下、施策目標ごとに進捗管理指標を設定し、毎年度数値を確認するとともに各事業の実施状況を取りまとめ、進行管理を行います。また、外国人活躍・多文化共生に関する社会情勢の変化や国の動向を踏まえて取組の方向性を検証し、必要な見直しを行います。

【施策目標ごとの進捗管理指標】

○施策目標Ⅰ

施策体系	項目	現状(R5)	目標(R9)
働き手としての活躍	県内の学校卒業後、県内で就職する外国人留学生の割合	12.8%	増加を目指す
地域の担い手としての活躍	チーバくんグローバルパートナーズとして県や関係団体の活動に参加した人数(累計)	156 人	316 人

1 ○施策目標Ⅱ

施策体系	項目	現状(R5)	目標(R9)
コミュニケーション支援	日本語学習支援者の 養成人数(累計)	153 人	345 人
	地域日本語教室が開設 されている市町村数	39 市町村	増加を目指す
子どもの教育環境の 整備	(小・中学校) 外国人児童生徒等に 対して特別の教育課程 編成や実施計画の管理 ができている市町村 教育委員会の割合	(調査中)	100.0%
	(高校) 外国人生徒等に対して 必要な支援が実現 できている県立高等学校 の割合	92. 6% (教育相談員の派遣要請 に対応できている割合)	100.0%
防災・防犯・交通安全 対策の推進	災 害 時 外 国 人 サポーター養成人数 (累計)	854 人	1,046 人
住宅・医療・保健・福祉 の充実	外 国 人 患 者 を 受 け 入れる拠点的な医療 機関数	49 医療機関	増加を目指す

2

3 ○施策目標Ⅲ

項目	現状(R5)	目標(R9)
日本語学習支援ボランティアの養成人数 【再掲】	153 人	345 人
地域日本語教室が開設されている市町村数【再掲】	39 市町村	増加を目指す
災害時外国人サポーター養成人数【再掲】	854 人	1,046 人

